

第4章

地域福祉を進めるために

～みんなで取り組むこと～

No.	実施項目	ページ
1	福祉教育の推進	29
2	福祉ボランティアの育成・支援	32
3	地域交流の促進	35
4	人権啓発の推進	37
5	民生委員・児童委員への支援	39
6	福祉委員への支援	41
7	校区社会福祉協議会の組織強化	43
8	小地域ネットワーク福祉会の設置・推進	45
9	ひとり暮らし高齢者等見守り活動の強化	48
10	ふれあい生きいきサロンの活性化	51
11	糸島市シニアクラブ連合会の活性化	53
12	自主防災組織の強化	55
13	地域包括支援センター運営の充実	57
14	障がい者相談支援センター運営の充実	60
15	障がい者の就労推進	62
16	家庭児童相談室の体制整備・充実	64
17	子育て支援センター運営の充実	66
18	権利擁護の推進	68
19	地域包括ケアシステムの推進	71
20	糸島市あんしん見守り推進会議の運営・推進	74
21	高齢者虐待防止対策の推進	76
22	障がい者虐待防止対策の推進	78
23	児童虐待防止対策の推進	80
24	自殺予防対策の推進	82
25	認知症サポーターの育成と SOS システムの強化	84
26	災害ボランティアセンターの体制づくり	86
27	福祉避難所の設置及び充実	89
28	地域福祉に関する情報発信の充実	91
29	障がい者への情報提供の充実	93
30	地域の福祉課題や福祉ニーズの把握	95

基本目標1 気づき つながろう 笑顔のささえあい

1. 福祉教育の推進

現状

福祉教育には学校で行う事業としての取り組みと、地域の中で福祉に関する理解を深める取り組みがあります。

学校で行う福祉教育は、福祉への理解を目的としています。市内の小中学校では、手話、点訳、車椅子等の体験学習や福祉施設等での交流を通じ、高齢者や障がい者への理解を深め、「優しい心」を育む取り組みをしています。

地域の中で行う福祉教育は、全世代を対象とした生涯学習であり、地域福祉活動を支える活動です。地域で活動する地域福祉の推進組織、福祉ボランティア団体等に対する啓発※活動や広報紙等の発行など、住民の福祉に対する意識の向上を図るための取り組みを行っています。

課題

学校や地域で行う体験学習や地域での話し合いの場（機会）づくり等、福祉に関する学習の機会を増加させ、福祉に対する理解やボランティア活動への積極的な参加を促すためには、学校や住民への積極的な啓発活動が必要です。

また、パンフレット等の作成による福祉教育推進のための周知活動や、広報紙・ホームページ等での情報発信、市や社会福祉協議会の出前講座※の開催、ボランティアセンターと連携した福祉講座の開催等の充実を図る取り組みは、財源の問題も含め早急の課題となっています。

(1) 学校における福祉教育

- ・数々の取り組みについて、関係者全体での共有手段がなく、指導経験が次年度の指導に十分生かせていない状況です。
- ・ボランティア指導者が高齢化し、負担が大きくなっています。

(2) 地域における福祉教育

- ・若い世代の学習会や福祉活動への参加が特に少なくなっています。
- ・出前講座を幅広く周知したり、地域で福祉に関する話し合いをする機会をつくることや、若い世代が参加しやすいように工夫するなど、広報・啓発活動強化の必要があります。

課題解決のための取り組み

個人

- 福祉に関する学習会・講座等に参加し、福祉に対する理解や関心を深めます。
- 地域の福祉課題を把握し、課題解決に向けた取り組みを行います。
- ボランティア活動への積極的な参加や福祉意識の向上に努めます。

地域

- 福祉に関する学習会・講座等を開催します。
- 地域住民で福祉についての話し合いの場（機会）をつくります。

市

- 社会福祉協議会と連携して、市民ニーズや地域課題に対応した福祉分野の講座メニュー（現在 67 講座、うち福祉分野 3 講座）を企画し、出前講座の充実を図ります。【全庁】
- 公民館講座や出前講座の利用促進により、住民の福祉に対する意識の向上を図ります。【生涯学習課】
- ボランティアによる学校への指導者派遣事業の充実を図り、年 1 回のボランティア派遣事業報告会を開催します。【生涯学習課】
- 学校・社会福祉協議会・福祉施設・公民館等と連携し、福祉教育の充実を図ります。【福祉支援課、学校教育課、生涯学習課】

社会福祉協議会

- 小学校高学年を対象とした「ふくし体験スクール※」を実施します。
- 学校での車椅子・アイマスク等の体験学習指導を行います。
- 小・中学生の健康福祉センターやデイサービスセンターへの見学を受け入れます。
- 車椅子、アイマスク、点字板、高齢者疑似体験セット等、福祉用具の貸し出しを行います。
- 小学生を対象とした「福祉教育読本ともに生きる」を配布します。
- 市・学校その他関係機関と連携し、ボランティア講座、福祉講座などの学習機会やボランティア活動体験の機会を提供します。
- **新** 学校における福祉教育の取り組み状況等を調査し、福祉教育プログラムを作成します。
- **新** 学校と連携し、福祉教育の指導経験を共有するための福祉教育指導者研修会を開催します。

目標

指 標	平成 25 年度	平成 30 年度
福祉に関する出前講座のメニュー数	3	8
福祉に関する出前講座の開催数	9	20
学校における福祉教育の取り組み状況等調査	0	26



基本目標1 気づき つながろう 笑顔のささえあい

2. 福祉ボランティアの育成・支援

現状

社会福祉協議会ボランティアセンターは、市民の福祉ボランティア活動を望む人と、その力を必要とする市民や団体とのコーディネート（連絡調整や基盤整備）業務を中心に、各種講座や情報発信を通じ、ボランティアの人材発掘、育成を行っています。また糸島市社会福祉協議会ボランティア連絡協議会を組織し、各団体の情報交換の場づくりや会員研修会によるスキルアップ、活動助成金やボランティア活動保険の加入助成等により活動を総合的に支援しています。

前原、二丈、志摩の3地区に分かれていたボランティア連絡会を平成25年に糸島市社会福祉協議会ボランティア連絡協議会として組織し、「高齢者部会」「子ども部会」「障がい者部会」を新たに設け、各部会の企画による市民向け講座と会員研修会を開催し、専門性の向上や新たなボランティアの担い手の掘り起し等、活動を活性化させる取り組みを行っています。

現在、市民ボランティアの拠点として糸島市 NPO ・ボランティアセンター「こらぼ糸島」※、ボランティア派遣事業事務局、社会福祉協議会ボランティアセンターの3カ所が連携した情報一元化の取り組みが進められ、今後、各種団体の多様な活動が地域へ広がっていくような支援が求められています。

課題

平成23年度に行った福祉ボランティア団体への地域福祉現状把握調査からの課題では、「メンバーが高齢化している」が最も多く、「仕事が忙しく活動が難しい」「リーダーが育たない」「活動のマナー化」と続き、下記のような意見が出されています。

～地域福祉現状把握調査から～

- 活動資金の不足
- 会員の減少（新規加入者が少ない）
- 男性会員が少ない
- ボランティア活動が市民に認知されていない
- 活動範囲に限界がある（自動車等の移動手段がない）
- 次世代のリーダーの育成が進まない
- ボランティアコーディネーターの不足

＜糸島市社会福祉協議会ボランティア連絡協議会 所属団体＞

高 齢 者 支 援・・・福祉施設やふれあい生きいきサロン訪問など		
あかりの会	いとのか	キューティースマイル
ジネスボランティア	白菊学級	セラピューティックケア 「ハーモニー」
はつらつマイスターズ	はまゆう	ピュアの会
福寿の会	ボランティアはるか	ボランティアひまわり
ボランティアふる里	リボンの会	朗読ボランティア 「そよ風」
障がい者支援・・・手話通訳、要約筆記、朗読テープ作成など		
晨（あした）の会	糸島手話の会	NPO 法人九州補助犬協会
火よう会	二丈菜の花会	要約筆記の会 いとしま
朗読ボランティア あめんぼ	朗読ボランティア せせらぎ	
子 育 て 支 援・・・読み聞かせ、おもちゃの修理など		
おもちゃ病院 伊都国	せんだん文庫	そよ風文庫
たけのこ文庫	つみき文庫	にこにこ文庫
総 合		
いとしまの遊び場たい！	糸島防災士会てまがえ隊	おもちゃ図書館 いとっ子
食育の会 ホーレン草	布絵本の会 こびとのくつや	ボランティアグループ 「志摩の輪」

課題解決のための取り組み

個人

- 地域行事や環境美化活動等にボランティアとして積極的に参加します。
- ボランティアについて家族で話す機会をつくります。

地域

- ボランティアに関心をもてるような学習会や活動の場をつくります。

市【地域振興課、生涯学習課】

- ボランティア、NPO 等との連携と協働を進めます。
- 各種助成金制度等の支援情報の収集と発信をします。
- 広報紙やホームページによるボランティア情報の発信とボランティアへの市民参加を推進します。
- ボランティア団体を把握している機関（市、社会福祉協議会、ボランティア派遣事業運営委員会等）のボランティア情報を一元化し、ボランティアの支援を行います。

社会福祉協議会

- 糸島市社会福祉協議会ボランティア連絡協議会と連携し、社会福祉の推進に努めます。
- 糸島わいわいフェスタ（ボランティア福祉まつり）を開催します。
- 多様なボランティア・市民活動の活性化を支援する環境整備を進めます。
- 広報紙やホームページによりボランティア情報を発信します。
- 次世代リーダーや未経験者の参加の機会を増やすため、ボランティア団体との協働で講座の企画運営を行い、開催します。

目標

指標	平成 25 年度	平成 30 年度
福祉ボランティア養成講座の開催数	年 4 回程度	年 6 回程度

基本目標1 気づき つながろう 笑顔のささえあい

3. 地域交流の促進

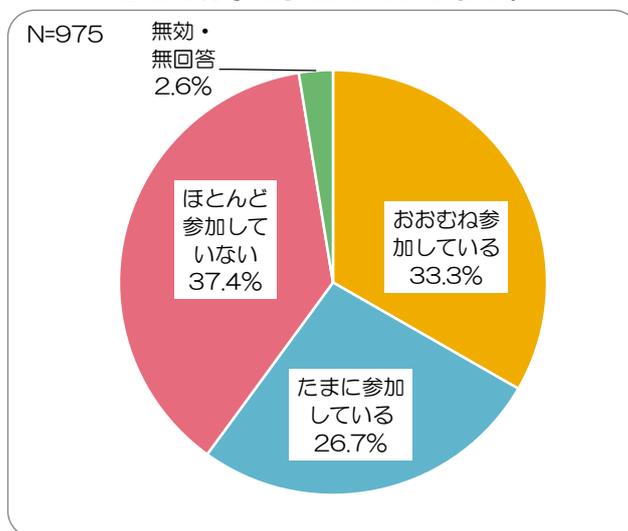
現状

地域での交流は、主に各校区や行政区ごとに住民が主体となって、さまざまな形態で行われています。しかし、行政区代表や校区団体役員へのアンケートにおいて、「住民の参加が少ない、協力が少ない」という結果が出ています。3校区で実施したワークショップでも、同様の意見が住民から出されました。また、市民満足度調査からも、地域行事への参加に消極的な姿勢がうかがえます。

地域福祉の基盤となる住民同士の支え合いには、まずは住民同士が顔見知りとなり、日頃からあいさつや声かけをする関係を築くことが大切です。地域交流の行事はそのきっかけとして貴重な機会となります。また、適切な工夫や支援をすることで、地域に暮らす高齢者や障がい者などが参加しやすくなり、地域福祉への理解を深めることのできるよい機会となります。

市や社会福祉協議会は、主に地域からの相談に応じる形で各種支援や交流促進を行っていますが、地域行事の担い手の高齢化に悩む地域が年々増加しています。

【設問】 日ごろから、行政区や校区などで開催される地域の行事に参加していますか。



(平成 24 年度市民満足度調査)

課題

担い手の高齢化が一番の課題となっています。次世代を担う人材育成のためには、若い世代の参加協力者を増やすことが必要です。そのためには、それぞれの行事の意義や必要性を再確認し、幅広い世代の住民にわかりやすく伝える工夫が必要です。

課題解決のための取り組み

個人

- 地域行事に関心を持ち、積極的に参加します。

地域

- 地域行事の開催時は、地域の誰もが参加しやすいよう、高齢者や障がい者、子ども等に配慮・工夫をします。
- 地域行事の意義や必要性を改めて話し合い、市民にわかりやすく伝える工夫をします。
- 市民の参加をうながすため、交流の内容を工夫します。

市

- 地域行事について、広報紙やホームページ等で周知に努めます。 【全庁】
- 市民満足度調査等を活用し、市民交流の状況を把握します。 【福祉支援課】

社会福祉協議会

- 校区社会福祉協議会を支援します。(P.43 参照)
- 小地域ネットワーク福祉会を支援します。(P.45 参照)
- 地域行事への備品（おもちゃ・レクリエーション道具等）の貸し出しを行います。
- 地域行事の際のバリアフリーの相談支援を行います。
- 健康福祉センターを小・中学校の児童・生徒と高齢者との交流の場として提供します。

目標

指 標	平成 24 年度	平成 30 年度
地域行事に参加している人の割合	60.0%	70.0%

基本目標1 気づき つながろう 笑顔のささえあい

4. 人権啓発の推進

現状

「同和問題啓発強調月間*」「人権週間*」「障害者週間*」等を中心に、街頭啓発、講演会、人権映画祭、市広報等を通して、同和問題をはじめ、女性や子ども、高齢者、障がい者等、さまざまな人権問題の啓発を実施しています。

そして、地域では、住民が主体となって取り組んでいる各校区の活動や、行政区単位で開催している「行政区研修会」を実施し啓発を行っています。

また、学校・地域等が連携して開催する「研究大会」などを実施し、市民の人権意識を高めています。

課題

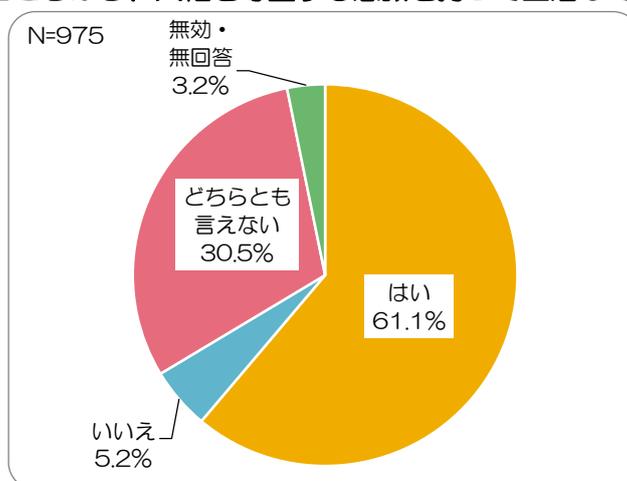
現代社会でも、同和問題をはじめ、さまざまな偏見や差別が依然として残っています。児童や高齢者への虐待、配偶者・パートナーからの暴力などの人権問題も生じています。最近では、インターネットを利用した高度情報化、国際化などに伴う新たな人権問題も発生しています。

啓発の場である講演会・研修会等の参加者についても、固定化傾向（毎回同じ人が参加）がみられるため、一人でも多くの人に参加してもらうための方策が必要です。

また、広く啓発を行う手段として、広報「いとしま」、市ホームページを今以上に積極的に活用する必要があります。

市民の人権に関する意識については、61.1%の人が「はい（尊重する）」と回答しているものの、「どちらとも言えない」という人が 30.5%に上っており、更なる取り組みが求められています。

【設問】 日ごろから、人権を尊重する意識を持って生活していますか。



(平成 24 年度市民満足度調査)

課題解決のための取り組み

個人

- 人権・同和問題解決のために講演会、人権映画祭、研修会等へ参加し、自己啓発に努めます。

地域

- 同和問題啓発強調月間街頭啓発及び支部講演会を開催します。
- 人権週間街頭啓発及び人権映画祭を開催します。
- 各行政区における人権・同和教育研修会を開催します。

市【人権・男女共同参画推進課】

- 糸島市同和問題啓発強調月間街頭啓発及び中央講演会を開催します。
- 糸島市人権週間街頭啓発活動を行います。
- 糸島市人権・同和教育研究大会を開催します。

社会福祉協議会

- 糸島市人権・同和教育研究大会に参画します。
- 人権学習研修会を開催します。

目標

指 標	平成 24 年度	平成 27 年度
研修会などを実施している行政区の割合	65.4%	75.3%

基本目標1 気づき つながろう 笑顔のささえあい

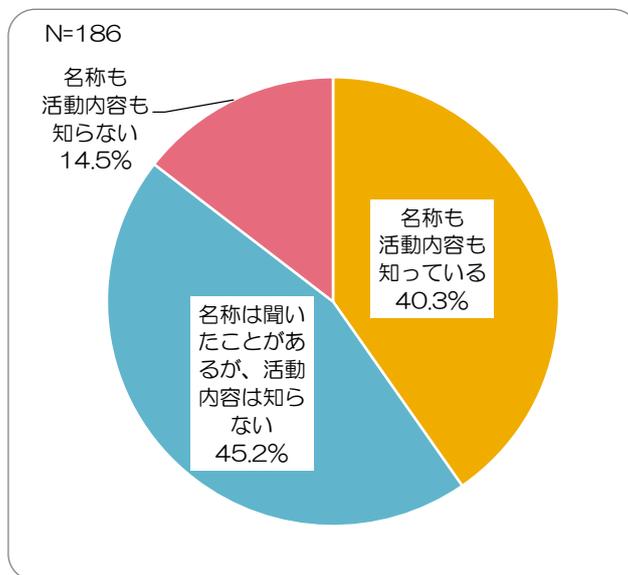
5. 民生委員・児童委員への支援

現状

民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々です。また、一部の児童委員は、児童に関することを専門的に担当する主任児童委員*の指名を受けています。本市の民生委員は 163 名（うち主任児童委員 7 名）です。

下記、民生委員に関するアンケートでは、「名前も活動内容も知っている」が 40.3%（75 人）、「名前は聞いたことがあるが、活動内容は知らない」が 45.2%（84 人）、「名前も活動内容も知らない」が 14.5%（27 人）となっており、名称は 8 割以上の人に認知されているものの、6 割近くの方が活動内容は知らないと回答しています。平成 23 年度地域福祉現状把握調査における民生委員を対象としたアンケートでは、時間的な負担が大きいと感じながらも、やりがいを強く感じているという結果が出ています。

【設問】地域の相談役・福祉の相談役として活動している
「民生委員・児童委員」を知っていますか。



（平成 25 年度市民モニターアンケート）

< 民生委員（定数） 内訳 >

平成 26 年 1 月 1 日現在

波多江校区	東風校区	怡土校区	前原南校区	長糸校区	雷山校区	前原校区	南風校区
14	10	9	12	4	5	15	8
加布里校区	深江校区	福吉校区	一貴山校区	桜野校区	可也校区	引津校区	主任児童委員
13	13	9	9	6	16	13	7

課題

住民の相談役である民生委員が円滑に活動するためには、行政・関係機関のサポートが必要不可欠です。しかし、その役割と活動内容について、きちんと理解している人は多くありません。仕事の負担増や偏り、周囲の理解・協力不足などから、現在、担い手が不足しています。加えて、活動への評価が低いと感じている委員も多く、課題解消に向けた対策が急がれます。

課題解決のための取り組み

個人

- 地域活動へ積極的に参加し、民生委員活動への理解や協力を努めます。

地域

- 糸島市の地域福祉を推進する中心的な担い手になることから、行政区の役員として位置付け、円滑な民生委員活動ができるように努めます。
- 民生委員と地域住民とがコミュニケーションを取れる環境をつくります。
- 回覧板、地域の掲示板で委員の活動を知らせます。
- 民生委員だけに頼らず、地域住民による見守り体制をつくります。
- 高齢者や障がい者等、支援を必要とする人たちを含めた地域行事の開催と居場所づくりを推進します。

市【福祉支援課】

- 民生委員児童委員協議会へ補助金を交付し、活動を支援します。
- 民生委員の活動に関して、広報紙やホームページ等で周知に努めます。
- 民生委員の相談窓口として活動を支援します。
- **新** 民生委員・児童委員活動強化週間※中に街頭啓発・普及活動を実施します。

社会福祉協議会

- 民生委員児童委員協議会の事務局として、活動を支援します。
- 民生委員の活動に関して、住民へ広報を行います。
- 民生委員の合同研修会を開催し、活動を強化します。
- 民生委員と福祉委員の情報交換の場を設定します。
- **新** 民生委員・児童委員活動強化週間中に街頭啓発・普及活動を実施します。

目標

指標	平成 25 年度	平成 30 年度
民生委員の認知度	40.3%	60.0%

基本目標1 気づき つながろう 笑顔のささえあい

6. 福祉委員への支援

現状

社会福祉協議会では、きめ細やかな福祉活動ができるように、福祉委員★の定数を各行政区1名（500世帯を超える行政区は、必要に応じて複数設置）とし、各行政区長の推薦により社会福祉協議会会長が委嘱しています。

現在、162行政区のうち153行政区で161名の福祉委員が地域の“アンテナ役”として高齢者等の見守り活動や校区社会福祉協議会活動、ふれあい生きいきサロン事業への協力など、さまざまな地域福祉活動に携わっています。

<福祉委員（定数） 内訳>

平成25年4月

波多江校区	東風校区	怡土校区	前原南校区	長糸校区	雷山校区	前原校区	南風校区
7	8	13	9	6	13	12	11
加布里校区	深江校区	福吉校区	一貴山校区	桜野校区	可也校区	引津校区	
11	20	6	10	8	20	16	

課題

行政区役員をはじめ、住民に福祉委員の活動内容が周知されていない現状があります。

また、福祉委員への情報提供や必要性・役割等に関する説明会（研修会）についても、年1回の全体研修会のみで開催であるため、委員の地域福祉活動に関する共通認識や理解を求めることが困難な状況です。特に福祉委員の活動については、地域ごとに行事の有無や見守り活動方法に違いがあり、活動内容が統一されていないことから、社会福祉協議会に対して、説明会の実施依頼や意見交換等を行う校区も見受けられます。

今後、糸島市の地域福祉を推進する中心的な担い手として、安定した地域福祉活動の継続が図れるよう、福祉委員の活動を市民や行政区役員に周知するとともに、わかりやすい福祉委員の活動マニュアルの作成が急務となっています。

★「福祉委員」は、糸島市社会福祉協議会会長から行政区ごとに委嘱され、地域のアンテナ役として福祉の問題にきめ細やかに対応し、校区社会福祉協議会や民生委員など、さまざまな人たちとの協力により問題解決に努める方々です。より身近な地域福祉の推進役として活動を行っています。



課題解決のための取り組み

個人

- 地域活動へ積極的に参加し、福祉委員活動への理解や協力を努めます。

地域

- 糸島市の地域福祉を推進する中心的な担い手になることから、行政区の役員として位置付け、円滑な福祉委員活動ができるように努めます。
- 校区単位で福祉委員を対象にした研修会や意見交換会を開催し、福祉委員の役割を理解し、共有することに努めます。

市【福祉支援課】

- 福祉委員研修会に必要な情報を提供します。
- 福祉委員の活動に関して、広報紙やホームページ等で周知に努めます。

社会福祉協議会

- 福祉委員の役割を明確に示せる「福祉委員活動マニュアル」（仮称）を作成します。
- 校区ごとの福祉委員研修会及び民生委員との意見交換会の開催を積極的に促し、支援します。
- 福祉委員の活動に関して、住民へ広報を行います。
- 福祉委員研修会を各校区ごとに開催します。
- 福祉委員校区代表者会議を開催します。

目標

指標	平成 25 年度	平成 30 年度
福祉委員の設置	154 行政区	162 行政区

基本目標1 気づき つながろう 笑顔のささえあい

7. 校区社会福祉協議会の組織強化

現状

少子高齢化による住民相互のつながりの希薄化、高齢者の孤立死、障がい者・子どもなどの弱者に対する虐待等の問題をはじめ、近年では大規模災害時における要援護者等への支援、経済状況の悪化による生活困窮など地域で抱える生活課題が増加する中、「自分たちの地域の福祉課題は自分たちで解決する」という住民意識をもとに住民で組織される校区社会福祉協議会*の果たす役割は年々高まっています。

本市における校区社会福祉協議会は、現在、15校区に設置され、住民の身近な地域福祉の拠点として、日頃から高齢者・障がい者等の見守りや声かけをはじめ、サロン活動支援、子育て支援、災害等緊急時における要援護者への支援活動など、地域福祉活動推進のためさまざまな関係機関・団体と連携し問題解決に向けた取り組みを実施しています。

校区社会福祉協議会では、次のような活動を基本とし、地域福祉の推進を行っています。

＜基本活動＞

- (1) 高齢者等への見守り活動において、定期訪問の実施、見守り協力員等の設置推進、単身高齢者の集い等の実施。
- (2) 子育て中の母親を対象とした子育て支援活動の実施。
- (3) 地域福祉に対する住民の福祉意識向上のための広報・啓発活動の実施。
- (4) 災害等緊急時における要援護者に関する台帳の整備及び支援体制づくり。

平成24年度、見守り活動事業の大きな柱となっていた、公民館で作る「ふれあい弁当」の配付事業が、食品衛生法上の観点から廃止となり、各校区で今後の対応について協議が進められた結果、弁当に替わる訪問方法として、熱中症・食中毒対策など季節に合わせた物品の配付等に切り替える校区や、見守り活動そのものを見直し、校区社会福祉協議会内に新たに専門委員会を設立し、きめ細やかな訪問活動を行う組織づくりに努める校区もみられます。

課題

校区社会福祉協議会の活動については、どの校区においても基本活動を行っていますが、地域における福祉課題は複雑化・多様化し、基本活動を単に実施するだけでは、根本的な問題の解決にはなりません。

まずは、自身の校区の福祉課題を的確に把握し、校区社会福祉協議会に何が求められているのかを分析し、関係機関やボランティア等と連携し問題解決に向けた新たな取り組み、仕組みづくりについて協議を行い、組織強化を図ることが必要です。

課題解決のための取り組み

個人

- 地域の一員としてコミュニケーションを図り、校区社会福祉協議会事業への理解や協力を努めます。

地域

- 校区でのまちづくりを基本に、地域福祉を推進していきます。
- 住民同士のコミュニケーションを図り、地域の福祉課題の把握に努めます。
- 一部の役員だけで抱え込まないようにボランティアや福祉関係団体と連携して、見守り、支え合いの仕組みをつくります。

市【福祉支援課】

- 「糸島市あんしん見守り推進会議」の中で、見守り活動についての情報提供、情報共有を行います。
- 社会福祉協議会と連携して、校区社会福祉協議会の運営及び活動支援に努めます。

社会福祉協議会

- **新** 校区社会福祉協議会を含め、地域活動を支える“地域サポーター（ボランティア）”の養成に取り組みます。
- 市と連携して、校区社会福祉協議会の運営及び活動支援に努めます。
- 地域の住民が校区社会福祉協議会の活動を理解するよう、広報・啓発活動の強化に取り組みます。
- 災害時要援護者支援台帳の整備、避難誘導時の対応、見守り体制のあり方について研修等を開催し、地域防災意識の向上に取り組みます。

目標

指標	平成 25 年度	平成 30 年度
地域サポーター養成講座	0	モデル2校区

★「校区社会福祉協議会」は、小学校区を単位に、住民が主体となり、地域の特性を生かし、校区内でひとり暮らし高齢者等の見守りをしたり、各種イベントを実施したりするなど、よりきめ細かな地域福祉活動を行っている住民自治組織です。



基本目標1 気づき つながろう 笑顔のささえあい

8. 小地域ネットワーク福祉会の設置・推進

現状

社会福祉協議会では、地域において生活する住民が「自発的に参加する福祉活動」を組織的・計画的に問題解決の活動を起こす組織として、「〇〇（行政区名）福祉会」の設置を推奨しています。

現在、162 行政区のうち 19 行政区に「福祉会」組織が設置されています。大浦台福祉会では、見守り訪問、福祉推進委員会の開催、サロン時の健康相談、家事援助サービスなどが実施されており、大石福祉会では「手助けG（ひとり暮らし高齢者等世帯の軽微なお手伝いを行っています）」や福祉講座の開催などを行っています。

▼富士見ヶ丘福祉会：福祉座談会、福祉会バスハイクの実施



神在三区福祉会：ひとり暮らし高齢者見守りパトロール（月2回の訪問・巡回）▲

課題

平成 23 年度地域福祉現状把握調査によると、地域の範囲としては、行政区が 61.8%を超え、次いで小学校区が 18.7%、隣・近所が 6.5%となっています。

また、「福祉とは誰が担うべきか」との設問には、「行政も含め、家族、近隣住民などの地域社会が協力しながら取り組むべき」が 67.4%、次いで「家族、地域社会」が 12.1%となっており、地域が身近であればあるほど、住民それぞれが抱える問題を発見しやすく、より身近なものとして感じているようです。

しかしながら、地域福祉を考えるうえでは、行政区運営のあり方、考え方等が異なり、組織も一様でないことから、一律な手法で地域の福祉力を高めるのではなく、その地域環境に適した独自の見守りネットワークを地域毎に考えていく必要があります。

課題解決のための取り組み

個人

- 見守り活動を理解し、普段の生活のなかで目配り、気配り、心配りをする関係心がかけます。

地域

- 住民同士のコミュニケーションを図ることに努め、地域の高齢者等が孤立することを未然に防止します。
- 自分たちの地域環境に適した、独自の見守りのネットワークを地域毎に考えていく必要があり、校区から更に身近な行政区単位、隣組単位の見守り、支え合いの仕組みをつくります。

市【福祉支援課】

- 社会福祉協議会と協力し、研修等に必要な情報提供などの支援を行います。

社会福祉協議会

- 行政区での見守り、支え合いの仕組みづくりを推進し、福祉会などの組織化を積極的に支援します。
- 見守り活動者向けの研修を開催し、福祉の情報提供を行います。

目標

指標	平成 25 年度	平成 30 年度
福祉会の設置 (行政区単位)	19 行政区	30 行政区



「福祉社会」って？

(1) 組織

小地域ネットワーク福祉社会活動については、住民自治活動の一環として位置付け、代表者はその行政区の区長とし、事務局は、民生委員と福祉委員が中心になって行います。また、福祉社会を進めるために小地域ネットワーク推進委員会を設置し、委員の選任は、行政区役員のほか、ボランティアなどを募って独自に組織します。

(2) 活動費等

社会福祉協議会から福祉社会活動の助成金を支出します。

(3) 主な取り組み

各行政区の地域の課題によって、取り組む事業はさまざまですが、第1に行政区に小地域ネットワーク推進委員会の設置をすることで、福祉について話し合えるテーブルがあることが大事です。内容については、ひとり暮らし高齢者等の見守り事業は必須とし、事業を増やすのではなく、自治活動に福祉のエッセンスを混ぜて取り組みます。

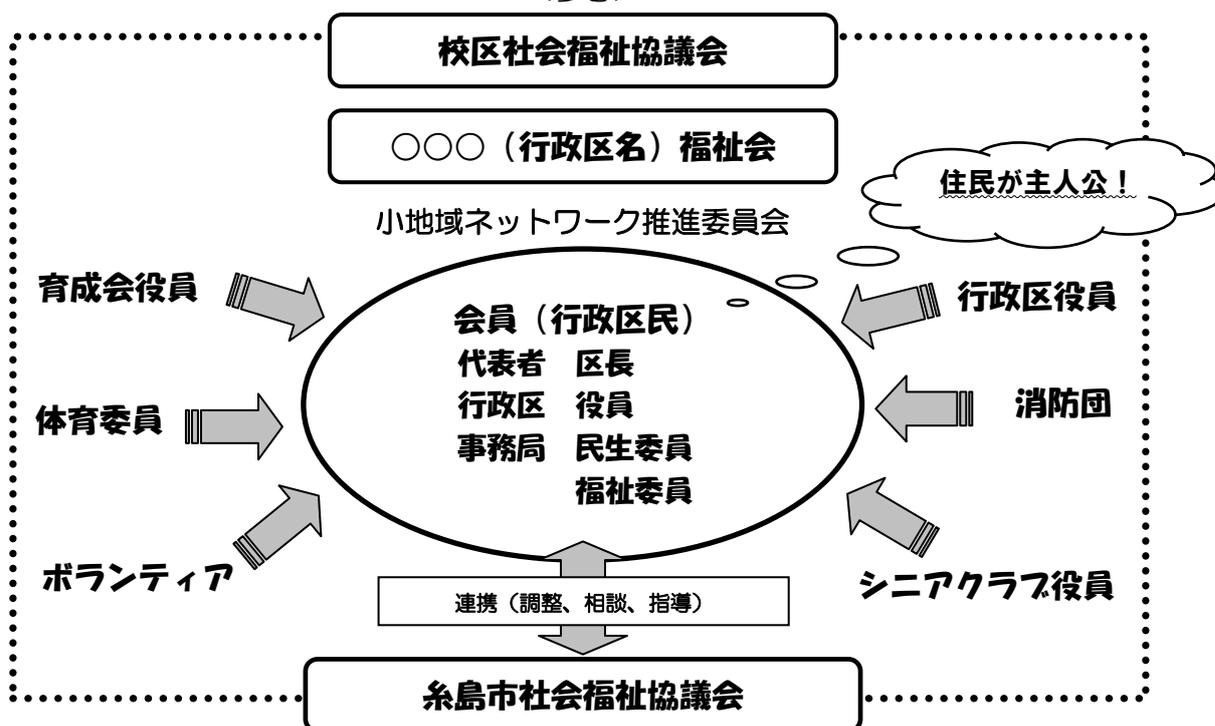
① 小地域ネットワーク推進委員会の設置

行政区の役員会等の後、行政区内の福祉や福祉社会事業について話し合う場をつくります。

② ひとり暮らし高齢者等見守り事業

行政区内のひとり暮らし高齢者や高齢者世帯、障がい者世帯など、見守りが必要で訪問に同意していただいた世帯へ、最低月1回程度の見守り、安否確認や日常生活の支援（公的福祉サービス・民間福祉サービスにつなげる連携）を行います。

<参考>



基本目標1 気づき つながろう 笑顔のささえあい

9. ひとり暮らし高齢者等見守り活動の強化

現状

ひとり暮らし高齢者等*見守り活動は、市、地域、市民、関係機関・団体などが連携しながら、孤立死や認知症、虐待などの高齢者を中心とした課題について、市民の理解を深め、地域全体での見守りを行い、異変などの発見時に迅速に対応ができる体制を構築し、活動することです。

<見守り活動の目的>

- ①見守りや声かけ活動などをおし、ひとり暮らし高齢者等の孤立を未然に防止すること
- ②見守りや声かけ活動などをおし、介護する家族の状況を理解・支援すること
- ③緊急に支援が必要なひとり暮らし高齢者等の発見や虐待の疑いを把握した場合には、早急に市や地域包括支援センターに情報提供を行うこと
- ④主体的な活動をおし、地域の福祉問題への関心を高めること

近年、高齢化や核家族化の進行に伴い、高齢者のみ世帯の増加や地域コミュニティの希薄化が進み、世代間交流がない高齢者等が地域内で孤立する傾向が強くなっています。また、今、これらを起因とする孤立死、悪徳商法・詐欺などが社会的な問題となっています。

本市では、地域の高齢者等が孤立することを防止するため、民生委員活動や福祉委員活動をはじめ、シニアクラブの友愛訪問（愛の一声運動）、校区や行政区等による、ひとり暮らし高齢者等の見守り訪問活動が実施されています。

また、ひとり暮らし高齢者等を災害時要援護者支援台帳*に登録し、区長や民生委員・福祉委員のほか、近所の皆さんにも見守り協力員としてお願いし、見守り体制の充実を図っています。

*ひとり暮らし高齢者等の「等」には、65歳以上の高齢者世帯、障がい者世帯、その他、地域で見守りが必要とされる、さまざまな人や世帯が含まれます。

*「災害時要援護者支援台帳」は、災害発生時に避難の支援が必要な高齢者等の状態や緊急時の連絡先等を台帳に掲載し、支援体制や情報伝達体制の整備を図るとともに、日頃の見守り活動に役立てるものです。



<高齢化及びひとり暮らし推移>

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 32 年度 (予測)
高齢化率※	21.2%	21.5%	22.4%	23.5%	30.6%
ひとり暮らし 高齢者数	3,622 人	3,842 人	4,174 人	4,431 人	

深江校区、可也校区、桜野校区社会福祉協議会合同の研修会及び意見交換会を開催。地域の特性に応じて見守り活動や高齢者の集いを行っています。→



←南風校区社会福祉協議会会長から見守り隊委嘱状の交付をしています。

課題

地域や団体がそれぞれに見守り活動を実施していますが、見守りの重複や見落とし等が懸念され、また、地域によって見守り活動の取り組みにばらつきがあるため、その活動に携わる人や団体の連携や情報交換の場が必要とされています。また、住民に見守り活動の対応が十分に周知されていないため、専門機関である地域包括支援センター等に情報が提供されない場合があります。

専門機関については、連携・情報交換の仕組みが構築されておらず、見守り活動の中で発見される「地域から孤立した世帯での虐待問題」や、認知症による徘徊、生活困窮等の複雑多岐にわたる問題などへの対応が遅れるケースがあり、今後、地域の見守り活動を支援する事業所を増やすことや専門機関の連携による横断的な対応が必要とされています。

課題解決のための取り組み

個人

- 見守り活動を理解し、普段の生活のなかで目配り、気配り、心配りをする関係心がかけます。

地域

- 住民同士のコミュニケーションを図ることに努め、地域の高齢者等が孤立することを未然に防止します。
- 市内 15 校区の校区社会福祉協議会でひとり暮らし高齢者等の見守り訪問活動を実施しますが、役員だけで抱え込まないように、あらゆる人や団体と連携して、見守り、支え合いの仕組みをつくります。

市【福祉支援課】

- **新** 「糸島市あんしん見守り推進会議」において、見守り活動についての方針や計画等の検討を行います。
- 市、地域包括支援センター、社会福祉協議会が一体となり、高齢者等の地域生活上の福祉問題を一元的に受け付け、専門機関の連携を図ります。

社会福祉協議会

- 校区社会福祉協議会や小地域ネットワーク福祉会において、地域に応じたひとり暮らし高齢者等の見守り活動を推進し、見守りの体制づくりを支援します。
- 住民の一人ひとりが近所のひとり暮らし高齢者等の見守りを意識するような啓発、広報活動を行います。
- **新** 見守り活動をする人を対象とした研修を開催し、福祉の情報提供を行います。

目標

指 標	平成 25 年度	平成 30 年度
地域の見守り活動を支援する事業所数	44	55

基本目標1 気づき つながろう 笑顔のささえあい

10. ふれあい生きいきサロンの活性化

現 状

ふれあい生きいきサロンは、高齢者の引きこもり防止や介護予防などを主な目的とした、「楽しく」「気軽に」「無理なく」過ごせる地域の高齢者の交流・仲間づくりの場です。行政区公民館など歩いて行ける身近な場所を会場とし、地域のお世話係が中心となって、自主的に運営されています。また、それぞれのサロンの活動内容は多様で、健康体操やレクリエーション、カラオケなどの他、演芸会や講演会などに参加したり、お茶を飲んで会話したりと、地域の中で楽しいひと時を過ごしています。

このように、サロンは高齢者の集いの場として大変重要な位置づけとなっており、さらなるサロンの設置拡充を図っています。特に民生委員や福祉委員などへの説明会や研修会を行い、サロンの周知や活動の啓発を行った結果、サロン数はこの3年間で1.5倍以上に増加しました。

サロン活動のほとんどが、行政区公民館において月1回程度の頻度で開催されており、1回の参加者が15人以上のサロンは6割以上で、75歳以上の参加者が約半数を占めています。そして、地域性を生かした活動を行い、人間関係を深め、高齢者の閉じこもり予防、生きがいづくりや介護予防などに多くの効果を上げています。また、民生委員や福祉委員などの支援者が、サロンを通じて高齢者の安否確認、見守りを行っています。

地 区	サロン数	
	平成 22 年度	平成 25 年度
前原地区	35	58
二丈地区	14	19
志摩地区	26	38
合 計	75	115

課 題

サロン代表者を対象としたアンケート(平成 23 年度地域福祉現状把握調査)の、「現在何か問題点がありますか」との設問では、「特に問題ない」が7.0%だったのに対し、「活動内容の充実化の必要性、活動に必要な情報や知識が足りない(7.5%)」「参加者が増えない(13.5%)」「男性の利用者が少ない(15.5%)」といった意見が合わせて4割近く挙げられました。

また、今後の活動について、「サロンの必要性は感じているが、今後どれだけサロン活動を継続できるかわからない」という意見が約4割あり、自分自身のやりがいを感じながら

もサロン運営に不安を感じている代表者が多いこともわかりました。代表者の負担を軽減するために、住民の協力やサロン支援ボランティアによる支援体制づくりが必要です。

アンケート結果による課題の解決やサロンに対する参加者のニーズの多様化に対応するため、男性が求める活動内容をプログラムに取り入れたり、より多くの人に参加しやすい内容に見直すなど地域の特性に合った活動を行い、さらに内容を充実させることが求められています。今後、さらに高齢化社会が進展することから、介護を必要とせず、地域で元気に暮らす高齢者を増やしていくために、サロンの果たす役割はますます重要となっています。

課題解決のための取り組み

個人

- サロン活動で開催される行事やイベントに積極的に参加します。

地域

- チラシや回覧板、声かけ等で、サロン活動について周知を図り、積極的な参加・協力を呼びかけます。
- 男性会員による参加の呼びかけや男性が参加しやすい活動内容を取り入れるなど、サロン運営について工夫します。

市【健康づくり課】

- 社会福祉協議会とサロン運営についての協議を定期的に行い、運営状況を検証し、活動・運営の支援を行います。
- 広報紙等において、活発に活動しているサロンやサロンボランティア団体を紹介するなど、サロン活動の周知や啓発を行います。

社会福祉協議会

- サロンの相談窓口として、設置の推進を図ります。
- サロン代表者会議を開催し、サロン活動・運営の支援を行います。
- サロン支援ボランティアを育成します。
- レクリエーションの道具の貸し出しや職員の派遣を行います。

目標

指 標	平成 25 年度	平成 30 年度
サロン設置数	115	128

基本目標1 気づき つながろう 笑顔のささえあい

11. 糸島市シニアクラブ連合会の活性化

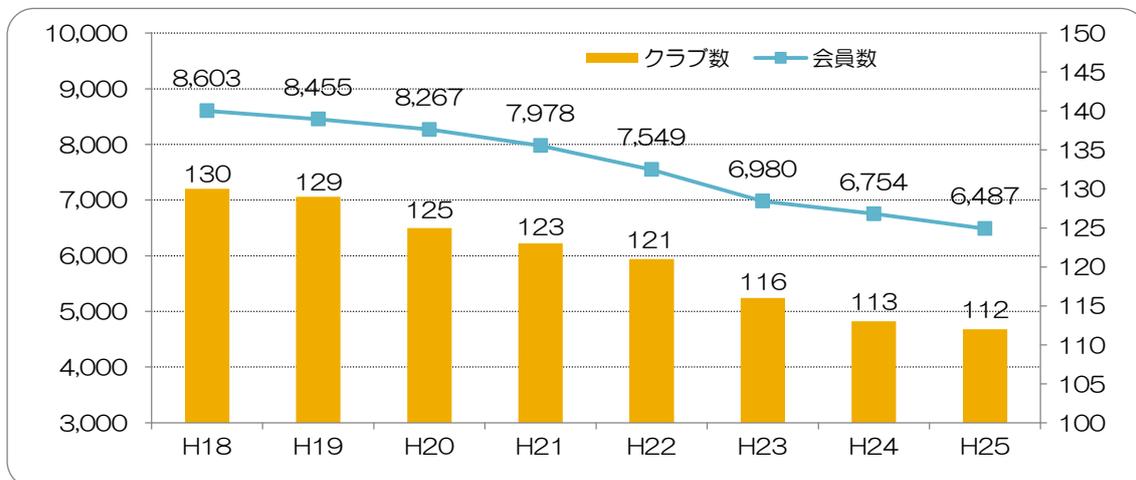
現状

老人クラブは、戦後まもない昭和25年ごろ、社会と経済が混乱、家族制度の改革など、いまだかつて経験したことのないような状況の中で、高齢者自らが相集い、新たな役割を求めて誕生した自主組織です。

糸島市シニアクラブ連合会（平成25年度から「老人クラブ」を「シニアクラブ」に名称変更）は、地域で、子どもから高齢者まで幅広く福祉活動（子どもの登下校の見守り、昔遊びの伝授、見守り活動、施設訪問等）を展開し、健康増進事業や教養・文化・交流活動も盛んに行うなど地域の活性化を図ってきました。平成23年度のアンケート調査では、「多くの仲間ができた」「地域の人たちに喜ばれた」と満足度は高く、楽しく活動している現状がうかがえます。

しかし、シニアクラブ数・会員数は、平成18年度では130クラブで8,603人の会員が加入していましたが、平成25年度では112クラブで6,487人と、年々減少しています。

＜糸島市シニアクラブ数・会員数の推移＞



※シニアクラブの加入年齢は単位クラブにより異なります。

課題

シニアクラブ会員の高齢化と新規加入者の減少に伴い、会員数が減っているほか、役員の担い手不足等により、解散に追い込まれる単位クラブが増えています。

多くの高齢者が参加したいと思えるような、魅力ある活動を企画・実施しなければ、シニアクラブの活性化は見込めません。高齢者同士が支え合う体制づくりやシニアクラブと地域の絆を深めることが必要です。

課題解決のための取り組み

個人

- 「健康・友愛・奉仕」の精神に基づくシニアクラブの取り組みを理解し、対象年齢になったらシニアクラブに加入し、積極的に活動に参加します。
- 魅力あるシニアクラブにするため、高齢者同士が相互に支え合うとともに、仲間づくりに努めます。

地域

- シニアクラブ活性化のため、行政区はシニアクラブ会員の拡大に協力します。
- 民生委員、福祉委員、行政区は、シニアクラブの取り組みに協力・支援を行います。

市【福祉支援課】

- 高齢者が生きがいを持ち、健康で楽しく生活ができるよう、シニアクラブに財政的・人的支援を行うとともに、シニアクラブが抱える課題の解決と一緒に取り組みます。
- 「健康・友愛・奉仕」の精神に基づく活動促進、若手高齢者の加入促進、組織の充実など、シニアクラブ活動が活性化されるよう支援します。
- シニアクラブリーダーの育成について、支援を行います。

社会福祉協議会

- 糸島市シニアクラブ連合会の支援及び活動助成を行います。
- シニアクラブとの連携を図り、高齢者の見守り等を積極的に推進します。

目標

指標	平成 25 年度	平成 30 年度
単位クラブ数	112 クラブ	122 クラブ
会員数	6,487 人	6,800 人

基本目標1 気づき つながろう 笑顔のささえあい

12. 自主防災組織の強化

現状

自主防災組織とは、「自分達の地域は自分達で守る」という意識のもと、住民が連携し防災活動を行う組織です。災害が発生した際、的確に行動し被害を最小限に止めるため、平常時には各種防災訓練の実施や地域の危険箇所の点検、防災意識の普及・啓発など災害に対する備えを行い、実際に災害が発生したときには、情報を収集して住民に伝達し、避難誘導、初期消火活動、被災者の救出・救護、避難所の運営といった活動を行います。

市では、東日本大震災以降、平成 23 年度から自主防災組織の立ち上げを進め、現在、162 行政区のうち、161 行政区、約 1,700 班の自主防災組織が設立され、それぞれ防災活動に取り組んでいます。平成 24 年度においては、109 の行政区で避難誘導訓練、災害図上訓練[※]等の防災訓練が実施されました。

＜自主防災組織及び自主防災組織訓練の推移＞

	平成 23 年度	平成 24 年度
自主防災組織設立数	131 行政区	161 行政区
自主防災組織訓練数	15 件	109 件

課題

自主防災組織は、主に行政区（自治会）を核として組織されていますが、自治会に加入していない場合は、自主防災組織への加入率も極めて低く、いかに加入促進を図るかが課題です。

また、災害時要援護者の支援体制を確立するとともに、速やかに情報伝達、避難誘導ができるよう、すべての自主防災組織において、年 1 回以上の防災訓練の実施が必要です。

課題解決のための取り組み

個人

- 「自分の身は自分で守る」という意識をもち、災害に備えます。
- 各家庭において、家族の避難場所の確認を行います。
- 自主防災組織で行う防災訓練に参加します。

地域

- 「自分達の地域は自分達で守る」という意識をもち、災害に備えます。
- 地域内でコミュニケーションをとり、万が一のときに地域で助け合える体制を整えます。
- 年1回以上防災訓練を実施し、避難方法の確認などを行います。

市【危機管理課】

- 自主防災組織が実施する防災訓練・防災講座への消防職員等の派遣、訓練運営のサポートや、防災に関する知識の普及・啓発を行います。

社会福祉協議会

- ボランティア団体への支援を進めます。
- 災害時要援護者支援台帳を活用し、避難誘導時の対応、日頃からの見守り体制のあり方について研修等を開催するなど、地域防災意識の向上に取り組めます。
- 災害時要援護者への支援体制づくりを支援します。

目標

指標	平成24年度	平成30年度
防災訓練の実施組織数・実施回数	109の自主防災組織で 防災訓練を実施	全ての自主防災組織で 年間1回以上 防災訓練を実施

基本目標2 安心を とどけよう 充実の福祉サービス

13. 地域包括支援センター運営の充実

現状

地域包括支援センターは、住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的に、高齢者等の総合相談窓口や包括的な支援を一体的に実施する中核機関として設置されています。本市では、社会福祉協議会に業務委託を行い、下記の業務を行っています。

また、日常生活圏域（概ね中学校区単位）に地域の相談窓口を4カ所設置し、地域包括支援センターと連携・協力をしながら、担当地域での訪問相談や介護保険サービスの代行申請などのサービスを提供しています。

(1) 総合相談支援業務

高齢者等の生活・介護などの困りごとについて相談を受け付け、個々の高齢者等にどのような支援が必要かを判断し、地域における適切なサービスや福祉・医療関係機関につなげるなどの支援を行っています。

(2) 権利擁護※業務

高齢者自身が自分の判断で財産等を管理することができなくなった時に活用する成年後見制度や福祉サービスの利用、日常的な金銭管理等を援助する日常生活自立支援など、権利擁護に関するサービスや制度を活用するために、行政機関や福祉関係機関につなぎ、高齢者等の虐待防止や消費者被害の防止を図っています。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント※支援業務

高齢者等が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、ケアマネジャー※、主治医、地域の関係機関等が連携・協力するとともに、処遇困難事例を受け持つケアマネジャーへの個別・相談支援を行っています。

(4) 予防給付※・介護予防事業※のケアマネジメント業務

要介護・要支援認定における要支援1・2の方に対する「予防給付」や、要介護・要支援状態になる恐れがある特定高齢者等に対する「介護予防事業（地域支援事業）」に関して、介護予防サービス・支援計画を作成し、利用されたサービスの評価などを行っています。

課題

地域包括支援センターは設置から6年が経過しましたが、運営上の課題や業務上の課題を抱えています。

それぞれ次のような課題が挙げられます。

(1) 運営上の課題

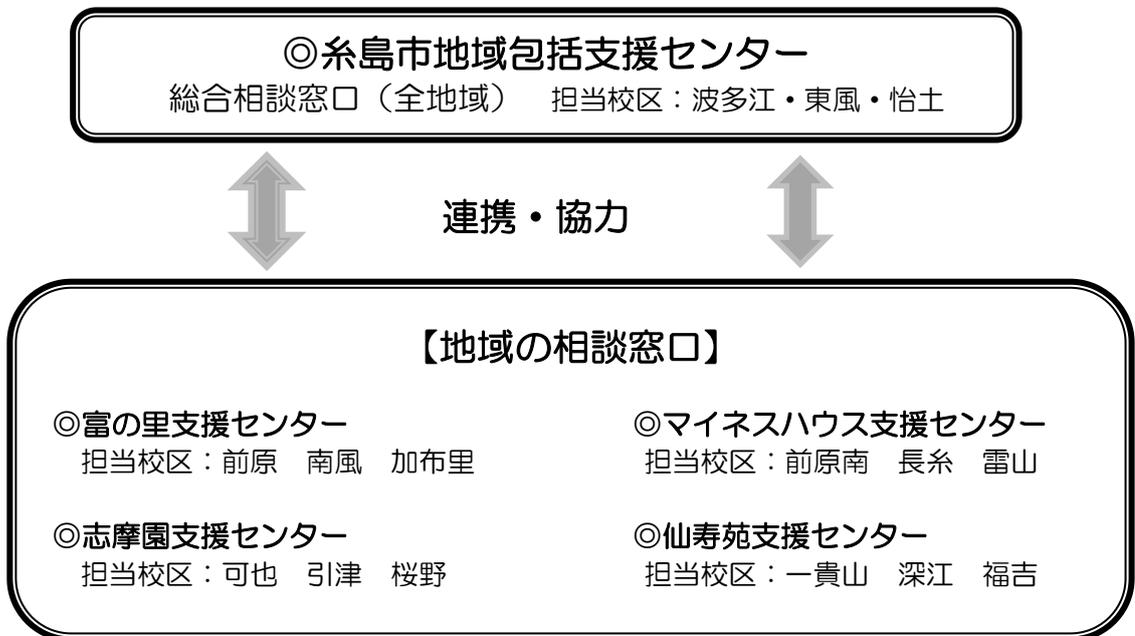
- ①要支援者に対する介護予防ケアマネジメント（指定介護予防支援業務）の負担が大きい
- ②職員一人当たりの業務量が非常に多い
- ③地域包括支援センターの役割や業務内容が住民に知られていない

(2) 業務上の課題

- ①総合相談業務や地域のネットワーク構築に十分に取り組めていない
- ②地域の高齢者等の実態把握のためのアウトリーチ*が十分に行えていない
- ③入退院時の調整など医療機関との連携が進んでいない

これらの課題を解決し、地域包括支援センターが機能を高めていくためには、設置責任を負っている本市が、運営方針を明確にすることはもちろん、業務量に見合う職員配置を行いながら、地域包括支援センターを積極的に支援していくことが必要です。

<地域包括支援センター>



課題解決のための取り組み

個人

- 近隣で困っている人がいたら、相談窓口（地域包括支援センター）に情報を提供します。
- 地域での学習会等に参加し、高齢者福祉サービスや相談窓口についての知識を身につけます。

地域

- 公民館等で介護保険制度や高齢者福祉サービス等の学習会を開催します。
- 校区社会福祉協議会などの広報紙等で相談窓口（地域包括支援センター）について紹介します。

市【福祉支援課】

- 地域包括支援センターの組織体制の充実を図ります。
- 地域のさまざまな組織や人材との連携を強化して、包括的にサポートしていく体制を確立します。
- 広報紙等において、地域包括支援センターの業務や役割について周知します。

社会福祉協議会

- サロンや校区社会福祉協議会学習会・研修会等、幅広い住民への周知の場を提供します。
- 業務に必要な知識・技術の習得を目的とした研修や講演会等に積極的に参加します。

目標

指標	平成 25 年度	平成 30 年度
相談件数	延べ 8,526 件（年）	延べ 13,000 件（年）
予防給付	888 件（月平均）	1,100 件（月平均）

基本目標2 安心を とどけよう 充実の福祉サービス

14. 障がい者相談支援センター運営の充実

現状

障がいといっても、肢体不自由、視覚障がい、知的障がいなど、その種類はさまざまですし、精神障がいや聴覚障がい等、周りから見てわかりにくい障がいもあり、地域社会においても、学校現場においても十分に理解されていない状況があります。

また、年齢によって、療育*や就学、就職などの問題や悩みがあり、障がい者の特性に応じ、障がいに配慮したコミュニケーション等、社会で受け入れる環境整備への理解がとてども大事になります。

障がい者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むうえでの支援や障がい福祉サービスの利用に際しての相談窓口として、保健・医療・福祉・就労支援・教育等の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障がい者本人の意向、適正、障がいの特性、その他の事情に応じ、相談支援専門員が2人体制で相談に応じ、必要な支援を行っています。

課題

(1) 障がい者相談支援センターの周知…障がい者の総合相談窓口と障がい者の福祉サービスについては、住民にほとんど浸透しておらず、民生委員や福祉委員への周知はもちろんのこと、サロンや校区社会福祉協議会学習会・研修会等で広く周知する必要があります。

(2) 障がい福祉サービスの充実…障がいのある人が地域において安全に安心して生活していくためには、障がいがある人の声を十分に聴いて、より一層の障がい福祉サービスの充実に努める必要があります。

(3) 処遇困難事例解決のための協力機関の拡充と連携強化…発達障がい*や高次脳機能障がい*、精神障がい、難病等、より専門性の高い医療機関や関係団体との連携が求められています。専門の医療施設等が市内にはありません。

また、平成24年度に設立した自立支援協議会の中で困難事例などを検討し、各種団体等からの意見を参考にしていきます。

(4) 相談支援事業所の拡充…障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障がい福祉サービスの利用支援や権利擁護のために必要な援助を行うため、委託による相談支援事業所の拡充を行う必要があります。

(5) 相談体制の整備及び職員の資質向上…障がい者相談支援センターの相談支援専門員は、さまざまな事案の問題解決において、専門知識等が必要不可欠な状況であり、組織全体のスキルアップが求められています。業務に必要な知識・技術の習得を目的とした研修や講演会等に積極的に参加する必要があります。

課題解決のための取り組み

個人

- 近隣で困っている人がいたら、相談窓口の情報を提供します。
- 地域での学習会等に参加し、障がい福祉サービスや相談窓口についての知識を身につけます。

地域

- 公民館等で障がい者福祉制度や障がい福祉サービス等の学習会を開催します。
- 校区社会福祉協議会等の広報紙などで、相談窓口について紹介します。

市【福祉支援課】

- 障がい福祉サービスの充実を図ります。
- 広報紙等において、障がい者相談支援センターの業務や役割について周知します。
- 各種機関と連携・協働する「自立支援協議会」の運営強化を行います。
- **新** 相談支援事業所の拡充を行います。

社会福祉協議会

- 民生委員や福祉委員等の福祉関係者、また、サロンや校区社会福祉協議会学習会・研修会等で幅広い地域住民への周知活動を行います。
- 業務に必要な知識・技術の習得を目的とした研修や講演会等に職員を積極的に派遣します。

目標

指標	平成 25 年度	平成 30 年度
相談支援事業所の拡充	1 力所	3 力所

基本目標2 安心を とどけよう 充実の福祉サービス

15. 障がい者の就労推進

現状

障がい者が就労して自立することは、社会参加と自己実現を図るための重要な要素です。就労はただ単に収入を得ることにとどまらず、社会参加や地域貢献、さらには生きがいにつながります。

平成 25 年 4 月 1 日から障がい者雇用率の引き上げ（1.8%→2.0%）が実施され、障がい者雇用責任はますます大きくなってきています。

しかし、国における平成 23 年度の実雇用率は、1.7%と、引き上げ前の法定雇用率※でさえ未達成の企業が半数以上（54.7%）に及びます。雇用率 2.0%達成には、民間企業だけで約 8 万人もの新たな障がい者雇用が必要となります。

<障がい者の就労者数及び相談件数>

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
就労者数	9 人	8 人	20 人
相談数	409 件	732 件	438 件

<障がい者雇用受け入れ事業所数>

平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
9 社	8 社	16 社	12 社

課題

近年、障がい者の就労意欲が着実な高まりを見せる中で、より多くの就職希望を実現するとともに、一人ひとりがいきいきとした職業生活を送れるよう、就労支援について質・量ともに一層の強化を図ることが必要です。

しかし、健常者雇用と比べ、業務適性が判別しづらい障がい者雇用では、単に受け入れ数を多くすることは、不適合の拡大にもつながります。

採用数を増やすと同時に、定着率を高める為、障がい者の個々の特性をいかした雇用を実現することが急務となっています。

課題解決のための取り組み

個人

- 就労相談会や職業訓練等に積極的に参加します。
- 障がい者個々の特性の理解に努めます。

地域

- 障がい者の職業訓練や実習受入れ等の理解に努めます。
- 障がい者個々の特性の理解に努めます。

市【福祉支援課】

- ハローワーク及び障がい者就業・生活支援センターなどと連携し、企業・事業所等の障がい者雇用を促進します。
- 障がい者雇用促進セミナーの開催や企業・事業所向けの情報紙を発行します。
- 障がい者就労の場を提供する作業所や企業・事業所の安定的な運営を支援します。
- 福祉施設による職業訓練や一般就労への移行支援に協力します。
- 障がい者に対する理解を深める啓発活動を行います。
- 就労前後にわたって相談を受け、障がい者の就労活動を支援します。

社会福祉協議会

- 障がい者相談支援センターと連携し、ハローワーク及び障がい者就業・生活支援センターなどへつなぎます。

目標

指 標	平成 25 年度	平成 30 年度
障がい者雇用受け入れ 事業所数	45 社	65 社

基本目標2 安心を とどけよう 充実の福祉サービス

16. 家庭児童相談室の体制整備・充実

現状

近年、社会の変動に伴う家庭生活の変化により、家庭における児童養育に関する問題は複雑化しています。これらの問題に悩む保護者等の相談窓口として「家庭児童相談室」を設置し、相談者の不安解消、児童相談所や学校等の関係機関との連携による問題解決等、家庭における児童福祉の向上を図っています。現在、本市における家庭児童相談室の相談員体制は、正規職員2名（保育士・保健師）、嘱託職員2名（教員）で、平成24年度の相談件数は、延べ2,461件となっています。

課題

相談件数は年々増加しており、その内容も多種多様になっています。そのため、家庭児童相談員の専門的相談技術の向上や相談員の確保を図る必要性があります。また、糸島市要保護児童対策協議会における要保護児童ネットワーク会議*を基盤とし、関係機関との連携を充実していくことが必要です。

*「要保護児童ネットワーク会議」は、要保護児童等の支援を実際に行っている関係機関等の担当者で構成された、実態や支援内容を把握するための定期的な会議です。



課題解決のための取り組み

個人

- 近隣で困っている人がいたら、相談窓口の情報を提供します。
- 広報紙やホームページなどを利用し、日常的なサービスや相談窓口についての知識を身につけます。

地域

- 近隣で相談しやすい関係をつくります。

市【子ども課】

- 家庭児童相談室を開設し、子育てや家庭における児童養育に係るさまざまな相談（養育不安、児童虐待、子どもの障がい・問題行動及び生活苦等）に対応します。
- 相談窓口の周知を行います。
- 家庭相談技術向上のため研修会へ積極的に参加します。

社会福祉協議会

- 民生委員や福祉委員等の福祉関係者、また、サロンや校区社会福祉協議会学習会・研修会等で幅広い地域住民への周知活動を行います。

目標

指標	平成 24 年度	平成 30 年度
要保護児童ネットワーク会議の開催回数	53 回	53 回
個別ケース会議実施回数	68 回	60 回以上

- 要保護児童ネットワーク会議に係る指標に関しては、形骸化しないよう各学期に開催する形式を維持するために現在数を目標値としています。
- 個別ケース会議に係る指標に関しては、平成 22 年度から平成 24 年度の3年間のケース会議回数の平均以上を実施することを目標値としています。

基本目標2 安心を とどけよう 充実の福祉サービス

17. 子育て支援センター運営の充実

現状

子育て支援センターは、地域の中で、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つことができるよう、すべての子育て家庭への総合的な支援を行うとともに、発達に心配のある子どもや、「障がい」「病弱」等のハンディキャップを抱える子どもたちが育ちやすく、また、育てやすいまちづくりを目的として、施策や事業を展開しています。

(1) 子育て支援事業

- ①子育て広場…プレイルームで、子どもたちを伸び伸びと遊ばせながら、乳幼児をもつ保護者同士の情報交換の場です。だれでも自由に参加できます。
- ②子育て教室…年齢に応じ、ワンポイント育児を交えながら、親子のふれあい遊びや制作、絵本の読み聞かせ、集団遊び、リズム遊び等を一緒に学ぶ教室です。
- ③家庭訪問…こんにちは赤ちゃん家庭訪問として、生後2か月児の赤ちゃんがいる家庭の全戸訪問や就学前の乳幼児とその保護者の中で、特に保育所入所、幼稚園入園をしておらず、センターの利用ができない家庭を対象に、育児不安の解消のために、育児支援家庭訪問等を行っています。

(2) 療育事業

- ①きらきらサロン・きらきら広場…発達に心配のある子どもや障がい、病弱等のハンディキャップを抱える子どもたちと保護者が気軽にかけられる場です。子育てや療育に関する相談を受けることができます。
- ②きらきら教室…発達に心配のある子どもや障がい、病弱等のハンディキャップを抱える子どもたち向けの教室を行っています。
- ③個別療育…
(知的療育) コミュニケーション発達や知的発達に心配がある子どもを対象に臨床心理士による個別訓練、育児や療育の方向性に関する相談を行っています。
(身体療育) 運動発達に心配のある子どもを対象に、作業療法士、理学療法士による個別訓練、育児や療育の方向性に関する相談を行っています。

(3) 相談事業

子育てに関するさまざまな相談に応じます。広場や教室の中で、電話やファックス、Eメールでの相談も受けます。

課題

現在、子育て支援センター「すくすく（前原）」は、週6日開催し、年齢別教室や広場を実施していますが、「にこにこ（二丈）」「ぽかぽか（志摩）」については、週3日の開所で異年齢教室と広場を実施するに止まっています。

二丈・志摩地域の利用者は、センターの開所日に合わせなければならないため、前原地域での利用に比べ制約を受けています。この地域格差をなくすためにも常設化が必要です。また、子育てをしている人のもとに、利用方法や活動内容などに関する情報をきちんと周知することが大切です。

課題解決のための取り組み

個人

- 育児サークル等を結成します。
- 近隣で子育てをしている人がいたら、子育て支援センターの情報を提供します。
- 広報紙やホームページなどを利用し、子育てに関するサービスや支援センターについての知識を身につけます。

地域

- 公民館等で、校区社会福祉協議会・ボランティア等による広場・サロンを開催します。

市【子ども課】

- 各地域の子育て支援拠点に担当者を配置し、子育て支援事業を全市的に展開します。
- 子育て広場や子育て教室、家庭訪問・出前講座などの支援事業を推進します。
- 子育て情報の収集や発信、ボランティアスタッフなどの育成を行い、地域での自主的な子育て支援をサポートします。
- 育児支援に関するボランティア育成のための入門講座を開催します。
- ボランティアセンターに登録される子育て支援ボランティアへの支援を行います。
- 誰もが利用しやすい開催日程への変更等を検討します。
- 子育て支援団体を育成・支援します。

社会福祉協議会

- 民生委員や福祉委員等の福祉関係者、また、サロンや校区社会福祉協議会学習会・研修会等で幅広い地域住民への周知活動を行います。

目標

指標	平成25年度	平成30年度
常設子育て支援センター数	1施設	3施設

基本目標2 安心を とどけよう 充実の福祉サービス

18. 権利擁護の推進

現 状

判断能力が十分でない人や日常生活に不安がある人などに対する支援として、「日常生活自立支援事業（旧地域福祉権利擁護事業）＊」と「成年後見制度＊」があります。

“契約社会”ともいわれる現代では、福祉の分野も例外ではありません。責任主体を明確にした“契約”というルールを導入が進む中で、認知症高齢者やひとり暮らしで生活困難を抱える高齢者等は今後ますます増えていくものと見込まれます。また、精神障がい者の増加、知的障がい者を支援してきた家族の減少・親亡きあとの問題、さらに悪徳商法・詐欺の横行、虐待などの権利侵害の増加も問題化しています。このような高齢者や障がい者は、自己選択・自己責任によるサービスの選択・利用になじみにくいこともあり、不平等・不利益な立場におかれていることが多いものです。

これまでは親族が後見の役割を担うことが多かったのですが、少子化や核家族化等により、その役割を果たす親族が減少、市民が担い手となる成年後見の需要が高まっています。

＜職員の体制＞ (平成 25 年 3 月末現在)

専 門 員	福岡県社会福祉協議会の職員で対応
生活支援員※	糸島市社会福祉協議会の非常勤職員 1 名で対応

＜日常生活自立支援事業の実績＞ (平成 25 年 3 月末現在)

事業内容	福祉サービス利用援助、 日常的金銭管理サービス	書類等預かりサービス事業
利用件数	13 件	13 件
内 訳	高 齢 者：7 件 障がい者：6 件（知的障がい、精神）	高 齢 者：7 件 障がい者：6 件（知的障がい、精神）

課題

権利擁護を推進する体制の充実に向け、マンパワー（支援計画立案、生活支援員の指導監督をする専従専門員や実際に活動する生活支援員）の確保などが求められています。

また、悪徳商法や年金搾取等、複雑多岐にわたる困難事例に対応するには、職員の専門性の向上が不可欠です。さらに、福祉サービスの利用契約等を中心に、成年後見人が多くの業務を行うことも想定されるため、弁護士などの専門職後見人がその役割を担うだけでなく、市民後見人を中心に、行政、弁護士会、社会福祉士会等の専門団体が連携しながら支援を行うネットワークの構築が急がれます。

市民の相談窓口については、地域包括支援センターや社会福祉協議会、弁護士会等の各窓口で対応していますが、より身近なところでわかりやすいサポートが受けられるような総合窓口の設置が必要です。

判断能力が十分でない高齢者や障がい者の権利を擁護するために、制度基盤の整備と合わせて、市民後見人の育成・活用が求められています。

★「日常生活自立支援事業」は、判断能力が不十分な高齢者や障がい者が地域で自立した生活が送れるよう、利用者と福岡県社会福祉協議会が契約を結び、福祉サービスの利用援助を行う事業のことです。

★「成年後見制度」は、判断能力が不十分な人を保護するために、本人が契約などの法律行為を行うことを制限したり、本人の代わりに法律行為を行う人を選任することです。



課題解決のための取り組み

個人

- 事業・制度を理解し、日頃から地域の一員としてコミュニケーションを図ります。
- 市民後見人養成研修へ積極的に参加します。

地域

- 障がいや病気を理解し、できる限り地域での受け入れ体制をつくります。
- 日常生活自立支援事業・成年後見制度の利用が必要な人がいる場合、市または地域包括支援センターへ情報を提供します。

市【福祉支援課】

- **新** 家庭裁判所及び弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門・関係団体との連携協力支援体制・ネットワークを構築します。
- **新** 地域の後見ニーズ等の実態を把握するとともに、必要に応じた市民後見人研修の開催や組織体制の整備に努めます。
- 市民向け普及啓発を行います。
- 地域包括支援センターの権利擁護業務等の体制を強化します。

社会福祉協議会

- 日常生活自立支援事業、福祉あんしんサービス事業を実施します。
- 成年後見制度や日常生活自立支援事業についての情報を発信し、市民への周知と利用促進を図ります。
- 生活支援員の専門性を高めるために積極的に研修に参加させる他、職員の体制整備に努めます。
- 無料法律相談、心配ごと相談を実施します。
- 各専門団体との連絡調整に努めます。

目標

指 標	平成 25 年度	平成 30 年度
市民後見人研修開催	0回	1回

基本目標2 安心を とどけよう 充実の福祉サービス

19. 地域包括ケアシステムの推進

現状

本市の人口は、平成 25 年4月1日現在 100,179 人、その内 65 歳以上の人口は 23,467 人で、高齢化率は 23.4%です。平成 23 年度末の高齢者数、高齢化率は、22,447 人、22.3%で、年々増加しています。

また、要介護（要支援）認定者数は 3,679 人で、前年度比 206 人、5.9%の増となっています。

平成 24 年度の介護保険給付費の決算額については、6,051,794 千円で、前年度比 281,464 千円、4.9%増となっています。高齢者一人当たり給付費で見ると、263,694 円/年となっています。

<人口、高齢者数等(年度末)>

人・%

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
総人口（外国人含む）	100,739	100,492	100,179
65 歳以上人口	21,581	22,447	23,467
高齢化率（%）	21.4	22.3	23.4
要介護（要支援）認定者数、2号は（ ）内書	3,404（104）	3,473（97）	3,679（96）
認定率（%）1号のみ	15.3	15.0	15.3

<介護給付費の状況>

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
保険給付費総額（千円）	5,493,653	5,770,330	6,051,794
第 1 号被保険者一人当たり給付費（円/年） （第 1 号被保険者の年間平均数）	255,056 円/年 （21,539 人）	262,430 円/年 （21,988 人）	263,694 円/年 （22,950 人）

※一人当たり給付費については、第 1 号被保険者の 4 月から 3 月の年間平均数で割って求めました。

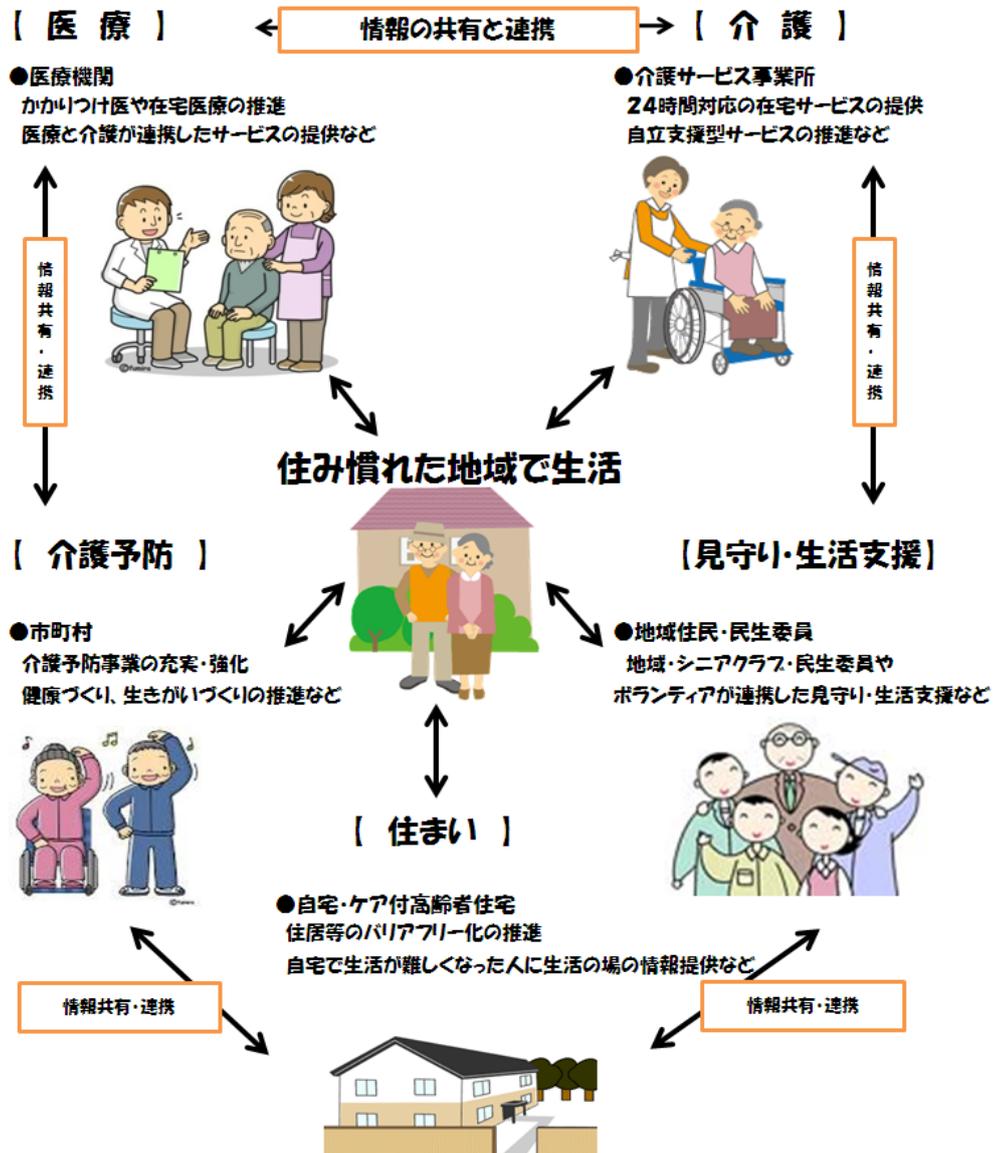
課題

社会の高齢化に伴い、要介護認定者数が増加しており、介護給付費も増えています。いわゆる“団塊の世代”が75歳以上となる平成37年以降は、介護の需要がさらに増加することが見込まれ、早い段階から、介護予防の取り組みを行い、給付費全体の抑制を図っていく必要があります。

国においては平成37年を目途に、重度な要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・生活支援・住まいが連携して一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進しています。

本市においても、地域での医療・介護・福祉・保健の連携体制を構築し、高齢者が住み慣れた自宅や地域で安心して過ごすことができる仕組みを構築しなければなりません。また、介護予防を推進し、健康寿命を延ばすことも重要な課題です。

<地域包括ケアシステムのイメージ>



課題解決のための取り組み

個人

- 地域の見守り、支え合いなどの活動へ積極的に参加します。

地域

- 地域で見守りを行い、困りごとの発見に努め、必要に応じて相談窓口へつなぎます。
- 地域の課題を見つけ、情報共有して、解決に向けて協力するなど、地域の中の支え合いの仕組みづくりに取り組みます。

市【介護保険課、健康づくり課、福祉支援課】

- 「医療」「介護」「見守り・生活支援」「介護予防」「住まい」、それぞれの分野を一体的に提供できる地域包括ケアシステムの基盤を構築します。
- 地域包括ケアシステムの基盤を構築するため、ネットワーク運営会議と各分野ごとの推進会議を設置します。

社会福祉協議会

- 地域包括ケアシステムの構築・運営を図ります。
- 市と協働し、各推進会議の運営を支援します。

目標

指 標	平成 25 年度	平成 30 年度
地域包括ケアシステムの構築	未構築	構築

基本目標2 安心を とどけよう 充実の福祉サービス

20. 糸島市あんしん見守り推進会議の運営・推進

現状

平成 24 年度から、地域の見守りの取り組みを推進する組織の設置を検討してきました。平成 25 年度からは、地域での医療・介護・福祉・保健の連携（地域包括ケアシステム）体制づくりを進めていくため、連携活動の柱の一つとして「地域の見守り活動」の充実に取り組むこととしています。

見守り活動に係る諸問題を解決し、さらに見守り活動を充実させ、活動が地域包括ケアシステムの柱として十分な役割を発揮できるようにするために、地域や関係機関の代表者で組織する「糸島市あんしん見守り推進会議」の設置を行いました。

現在、校区社会福祉協議会や行政区、シニアクラブなど、地域や団体によって各地域で、ひとり暮らし高齢者などの見守り活動が行われています。声かけや訪問・安否確認など、組織によって取り組みはさまざまで、それぞれの組織が活動できる範囲で無理なく続けています。

見守りにより、高齢者の虐待や孤立死、高齢による日常生活の破たんなどの問題が発見された場合は、民生委員などを通じ、地域包括支援センターに情報が寄せられます。

地域包括支援センターは、市と情報を共有するとともに、民生委員や介護事業所など関係機関から情報を収集します。また、問題解決のためのケース会議を開催するなど、関係機関や地域と連携しながら対象者の支援などを行い、問題解決に努めています。

見守り活動により、地域から孤立している高齢者を早期発見し、孤立死の防止や認知症の予防、虐待等の発見、緊急時の避難対応など、さまざまな事態への対応が可能です。

また、見守りの対象となる高齢者の状況を地域が把握することで、地域での支援はもちろん、公的な福祉サービスの支援に結びつけられるという効果も見られます。

<糸島市における孤立死>

平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
12 人 (うち高齢者 7 人)	14 人 (うち高齢者 8 人)	14 人 (うち高齢者 10 人)

(糸島警察調べ)

課題

見守り活動を行う団体等の実態が正確に把握されていません。
また、個々の団体がそれぞれに活動し、連携が取れていないため、活動が効率的ではなく、見守りの重複や見落としなどが懸念されます。

さらに、見守り活動マニュアル等による、基本的な対処方法が確立されていないため、地域包括支援センターへの情報提供が遅れたり、提供されなかったりするなどのおそれがあります。その他、地域の独自性を重視し、先進事例などの情報提供がなかったため、地域によって取り組み内容に差異があり、見守り活動にばらつきが出ています。

課題解決のための取り組み

個人

- 地域などで行う、ひとり暮らし高齢者等の見守り活動へ積極的に参加します。
- 対応が必要な問題を発見した場合、速やかに関係者へ情報を提供します。

地域

- 地域の見守り活動方針と地域内の役割分担を決定・調整します。
- 地域の見守り活動を行い、活動の充実に努めます。
- 見守り情報の収集と問題発生時の対応、情報提供に努めます。

市【福祉支援課】

- 「糸島市あんしん見守り推進会議」を開催します。
- 各種情報の提供及び市民への周知などにより協力者・団体を拡大していきます。
- 孤立死や虐待情報（疑わしいものを含む）に適切に対応します。
- 関係機関との連携・調整及び見守り活動充実のための環境整備に努めます。

社会福祉協議会

- 地域の見守り活動（地域や団体）を支援します。
- 支援が必要な高齢者等へ、迅速に情報提供します。
- 孤立死や虐待情報（疑わしいものを含む）に適切に対応します。
- 関係機関との連携・調整及び見守り活動充実のための環境整備に努めます。

目標

指 標	平成 24 年度	平成 30 年度
孤立死	14 件	0 件

基本目標2 安心を とどけよう 充実の福祉サービス

21. 高齢者虐待防止対策の推進

現状

地域の中で自分らしく生活していくこと、また、周囲からもその意思や人格が尊重され、尊厳をもって日々を過ごすことは、誰もが望むことです。

しかし、家族や親族などの「高齢者虐待」による高齢者に対する人権侵害が発生しています。

高齢者虐待についての相談や情報提供などにより、虐待と判断された事例は、ここ数年、増加の傾向にあります。

＜養護者*による高齢者虐待対応件数の推移（糸島市）＞

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
相談・通報対応件数	16 件	16 件	24 件
虐待と判断した事例	14 件	15 件	20 件

課題

認知症などへの理解不足や介護の知識不足、介護疲れなどから高齢者虐待につながることも少なくありません。介護する側が病気を理解し、介護の知識を高める必要があります。

また、周囲の人たちの見守り活動の充実はもちろん、多くの市民が介護者・被介護者の気持ちを理解し、支援する地域づくりも必要です。

高齢者虐待に発展する前に、見守り活動などを通じ、問題を抱えている家庭をいち早く発見し、多面的に対応していくことが求められます。

*「養護者」とは「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」（高齢者虐待防止法第2条2項）とされており、在宅で高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当すると考えられます。



課題解決のための取り組み

個人

- 介護についての知識や認知症などへの正しい知識を学習し、広報やチラシなどから、高齢者虐待に関する情報を確認し、身の回りの虐待リスクに目を向けます。
- 高齢者への対応等で悩んでいる家族や養護者に気づいたら、声をかけて話を聞きます。必要な場合は、地域包括支援センターへの相談をすすめます。
- 虐待を発見した場合は、地域包括支援センターへ通報します。緊急の場合は、消防や警察に通報します。

地域

- 地域全体で高齢者虐待に関する理解を深め、虐待リスクが潜む家庭の早期発見に努めます。
- 虐待リスクを内包する家庭に気づいたら、速やかに市や地域包括支援センターへ連絡します。

市【福祉支援課】

- 市民、地域、地域包括支援センター等に向けて、高齢者虐待に関する情報を発信し、合わせて、相談や通報をしやすい体制をつくります。
- 地域包括支援センターと協働で対応マニュアルを見直し、関係施設等と共有していきます。
- 高齢者の総合相談窓口となっている地域包括支援センター等が抱えている処遇困難事例から、虐待リスクが高いものに対しケース会議等を行い、虐待リスクの軽減に努めます。
- 虐待を受けた高齢者及び養護者に対する適切な支援を行うために、関係機関との連携・協力体制の整備を図ります。

社会福祉協議会

- 地域包括支援センターにおいて高齢者の虐待に関する相談を受けた場合、市に通報するとともに、早期対応・早期支援に努めます。

目標

指標	平成 25 年度	平成 30 年度
虐待の相談・通報件数	25	30

基本目標2 安心を とどけよう 充実の福祉サービス

22. 障がい者虐待防止対策の推進

現状

障がい者に対する虐待は障がい者の尊厳を害するものであり、障がい者の自立及び社会参加には、障がい者に対する虐待を防止することが極めて重要です。当節、障がい者施設での虐待が多く報道されていますが、養護者や使用者（障がい者を雇用する事業主）からの虐待も増加しています。

障がい者に対する虐待の増加に対応する為に、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が平成24年10月1日に施行されました。

これまでは、障がい者相談の一部として、市役所の窓口や障がい者相談支援センターで相談を受けて対応しており、平成25年度からは糸島市障がい者虐待通報専用電話も設置しています。

＜相談対応件数の推移＞

年 度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
相談対応件数	3件	1件	5件

課題

障害者虐待防止法では、障がい者虐待を3種類に分けています。

- (1) 養護者による障がい者虐待
- (2) 障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待
- (3) 使用者による障がい者虐待

このような虐待に対し、通報や相談支援、指導、助言など、早期対応できる体制を整備する必要があります。併せて、緊急避難ができる施設の確保、又、警察を含めた連携協力体制も不可欠です。

課題解決のための取り組み

個人

- 障がい者への対応等で悩んでいる養護者や支援者に気づいたら、声をかけて話を聞きます。必要な場合は、市や障がい者相談支援センターへの相談をすすめます。
- 虐待を発見した場合は、障がい者虐待通報専用電話、市や障がい者相談支援センターへ通報します。緊急の場合は消防や警察に通報します。

地域

- 地域全体で障がい者虐待に関する理解を深め、虐待リスクが潜む家庭の早期発見に努めます。
- 虐待リスクを内包する家庭に気づいたら、速やかに市や障がい者相談支援センターへ連絡します。

市【福祉支援課】

- 障害者虐待防止対策委員会に委員として、警察、障害者家族会、保健福祉事務所、障がい者施設関係者、民生委員、社会福祉協議会に参加要請をし、虐待防止ネットワーク会議を開催します。
- 障がい者虐待通報専用電話を設置し、休日や夜間の通報に対応します。
- 被虐待者を緊急に一時保護できるように、福祉施設の事業者に委託します。
- 被虐待者及び養護者への専門家によるカウンセリングを実施します。
- 障がい者の虐待が発生した場合、状況に応じて弁護士・社会福祉士虐待対応チームを派遣します。
- パンフレットの配布等、障がい者虐待防止を啓発する活動を行います。

社会福祉協議会

- 障がい者相談支援センターにおいて障がい者の虐待に関する相談を受けて、市に通報するとともに早期対応・早期支援を行います。

目標

指 標	平成 25 年度	平成 30 年度
障がい者虐待防止 ネットワーク会議開催数	1 回	2 回

基本目標2 安心を とどけよう 充実の福祉サービス

23. 児童虐待防止対策の推進

現状

児童虐待の防止等に関する諸問題の早期発見及び早期解決を円滑にするため、糸島市要保護児童対策協議会は、糸島医師会、学校、児童相談所、警察等から委員を選出し、児童虐待の予防と早期かつ効果的に問題を解決するための取り組みを行っています。また、各機関の実務担当者で構成する「要保護児童ネットワーク会議」の中で、実態把握や具体的な処遇検討を行っています。

本市における平成24年度の現状は、児童相談所の一時保護件数21件（うち虐待、またはその疑いは延べ3件）、泣き声通告受理件数21件、要保護児童登録ケースにおける「虐待」としての登録件数95件、家庭児童相談室での相談対応件数2,461件（延べ件数）です。要保護児童対策に関わる相談員体制は、正規職員2名（保育士・保健師）、嘱託職員（教員）2名で、家庭児童相談事業と併せて対応しています。

課題

核家族の増加による家庭の養育機能の低下や、地域の間人関係の希薄化という社会変動に伴う家庭生活の変化により、育児不安や育児疲れ、家庭の悩み、ストレス等を原因とした子どもへの虐待ケースが増加しています。

虐待の実態を早期に把握し、万が一の場合の適切なフォローを行うための体制充実や関係機関との連携を必要とします。また、子育ての不安や負担感を軽減し、虐待を未然に防止するため、地域の見守り体制を充実させる必要があります。

課題解決のための取り組み

個人

- 困りごとがあれば、家族、友人、近所の人などに相談します。
- 子育て支援センター等の専門機関を活用し、育児不安や悩みなどを相談します。
- 子どもへの対応等で悩んでいる保護者や支援者に気づいたら、声をかけて話を聞きます。必要な場合は、市や子育て支援センターへの相談をすすめます。
- 虐待を受けたと思われる子どもに気づいたときは、児童相談所や市の窓口連絡・相談します。

地 域

- 地域全体で児童虐待に関する理解を深め、虐待リスクが潜む家庭の早期発見に努めます。
- 虐待リスクを内包する家庭に気付いたら、速やかに市や子育て支援センター等へ連絡します。
- 子育てに困っている世帯があれば、主任児童委員や民生委員が相談に応じ、状況によっては相談窓口へつなぐ等、組織的な連携に努めます。

市【子ども課】

- 子育てに関する相談・支援を強化し、保護者の悩みや不安の解消を図ります。
- 子育て中の保護者に、子育て支援センターなどの利用を積極的に勧め、孤立の予防を図ります。
- 糸島市要保護児童対策ネットワーク会議を定期開催し、虐待の早期発見・早期対応に努めます。
- 虐待に関する相談・通報受付窓口の周知を図ります。
- 虐待のリスクを早期に発見し、早期に対応するため、母親の妊娠期から子どもの乳幼児期を通じ継続的な関わりを続けます。
- 母子保健事業やこんにちは赤ちゃん事業との連携に努めます。
- 児童虐待に関する支援の向上を図るために、主任児童委員などに対して、研修会を開催します。
- 特定妊婦*を支援します。
- 広報やポスターによる啓発を行います。

社会福祉協議会

- 民生委員や福祉委員等の福祉関係者、また、サロンや校区社会福祉協議会学習会・研修会等で幅広い地域住民への周知活動を行います。

目 標

指 標	平成 24 年度	平成 30 年度
要保護児童ネットワーク会議の開催回数	53 回	53 回
個別ケース会議の実施回数	68 回	60 回以上

- 要保護児童ネットワーク会議に係る指標に関しては、形骸化しないよう各学期に開催する形式を維持するために現在数を目標値としています。
- 個別ケース会議に係る指標に関しては、平成 22 年度から平成 24 年度の3年間のケース会議回数の平均以上を実施することを目標値としています。

基本目標2 安心を とどけよう 充実の福祉サービス

24. 自殺予防対策の推進

現状

わが国における自殺者は平成10年以降、平成23年までの14年連続で年間3万人を超えており、大変憂慮すべき状況にあります。

本市では、平成22年が33人、平成23年が21人、平成24年が20人と、少しずつ減少していますが、自殺未遂者は自殺者の10倍～18倍存在するといわれています。年間交通事故死亡者と比較しても自殺者が多い現状を少しでも改善する対策を講じることが必要です。

<自殺者数の推移>

	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
糸島市	総数		総数		総数		総数	
	27		33		21		20	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
	18	9	25	8	12	9	16	4
福岡県	総数		総数		総数		総数	
	1,296		1,252		1,298		1,189	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
	928	368	896	356	878	420	815	374
全国	総数		総数		総数		総数	
	32,485		31,334		30,370		27,589	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
	23,179	9,306	21,982	9,352	20,718	9,652	19,052	8,537

※自殺統計（警察庁）

本市では、専門カウンセラーによる個別相談「こころの相談」を実施しています。また、自殺を考えている人、自殺未遂者、自殺者の遺族等に対し適切な対応・支援を行う人材養成のための講演会や研修会を行ったり、一人ひとりが自殺予防の為に行動ができるようにするための広報啓発パンフレット等を配布したりしました。

<主な相談窓口>

糸島市「こころの相談」 （専門カウンセラーによる個別相談）	予約先 092-332-2073	毎月第2水曜日 13:30～16:20
精神保健福祉相談「こころの健康相談」 （精神科医師の個別相談）	予約先 092-322-3326	毎月第1～4水曜日 13:30～14:30
ふくおか自殺予防ホットライン（福岡県）	092-592-0783	月～金 9:00～24:00

課題

平成 22 年度の状況をみると、自殺の原因・動機は「健康問題」が最も多く、次いで「経済・生活問題」「家庭問題」「勤務問題」となっています。

自殺予防の要点は、悩んでいる人に周囲が気づくことです。悩みを抱えた人は、「人に悩みを言えない」「どこに相談に行ったらよいかわからない」「どのように解決したらよいかわからない」等の状況に陥っていることがあります。そのような時に、気づき、声を掛け、話を聞き、専門家に相談するよう促すことができる人材を多く養成することが必要です。

課題解決のための取り組み

個人

- 悩みを抱えている人に気づいたら、声をかけて話を聞きます。
- 必要な場合は、市や各相談支援センター、専門機関などへの相談をすすめます。

地域

- 地域全体で自殺予防に関する理解を深め、隣近所や同じ行政区などで悩みを抱えている人に気づいたら、声をかけて話を聞きます。
- 必要な場合は、市や各相談支援センター、専門機関などへの相談をすすめます。

市【福祉支援課】

- 医療機関や保健福祉事務所等との連携を強化します。
- 「こころの相談」を実施します。
- 市や各相談支援センターで相談を受けます。
- 自殺予防の啓発パンフレット等を使い啓発に努めます。
- 研修会・講演会等を開催し、ゲートキーパー[※]を養成します。
- 保健福祉事務所と連携し、自殺予防に努めます。

社会福祉協議会

- 自殺予防の啓発・周知に協力します。

目標

指 標	平成 25 年度	平成 30 年度
ゲートキーパー 研修会等の参加者数	156 人	500 人

基本目標2 安心を とどけよう 充実の福祉サービス

25. 認知症サポーターの育成と SOS システムの強化

現状

認知症には、記憶障がいや理解・判断力の低下などの中核症状を起因として、徘徊や異常行動などの周辺症状が表れる場合があり、その結果、高齢者虐待や行方不明の発生など、対応が難しい問題に発展するケースも少なくありません。

認知症になっても地域で安心して暮らせるようにするためには、市民一人ひとりが認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を相互に支援する体制をつくる必要があります。

本市の高齢化率は平成 25 年 4 月 1 日現在 23.4%です。認知症の有病者は、およそ 3,500 人と見込まれ、軽度の認知障がいの人（予備群）まで含めると、5,800 人程度にのぼると推計されます。

糸島警察署への行方不明者の捜索依頼件数は、年間 60 件程度。認知症による徘徊が起因するものも多く、糸島市高齢者等 SOS システム*を利用した捜索活動が年間 5～6 件ほど発生しています。このような中、認知症サポーター*は、平成 23 年度において、市内に 700 人弱しかいませんでした。そのため、平成 24 年度に糸島市認知症キャラバン・メイト連絡会を組織化。福祉支援課を事務局に、研修会や広報活動、認知症サポーター養成講座の開催などを進めています。

キャラバン・メイト*は、認知症サポーター養成講座の講師を担います。市民の認知症に対する関心は高まっており、サポーター養成講座の開催依頼も増加しています。平成 23・24 年度に 100 人のキャラバン・メイトを育成しましたが、キャラバン・メイトの大半が経験・研修不足ということで、まだ講師ができるメイトは限られています。

現在運用中の SOS システムについては、平成 24 年度にマニュアルを見直し、市、警察、消防等の組織の行動・責務を明確にしました。平成 25 年度以降は、模擬訓練の実施などを行っており、今後、さらに取り組みを充実させていくことにしています。

課題

若い世代を中心に、市民の認知症への関心はまだ低く、今後、認知症の人と介護家族への支援（認知症になっても安心して暮らせる地域づくり）の大切さを、市民一人ひとりに理解してもらい取り組みを進める必要があります。

認知症サポーター養成講座の取り組みを開始して間がないため、より多くの認知症サポーターを育成する必要があります。また、キャラバン・メイトも資格を取得したばかりで経験が浅く、講師を務められる、また、サポーター養成講座の企画・支援・参画ができるキャラバン・メイトが不足しており、今後の育成が課題です。SOS システムについても、徘徊による行方不明が発生した場合の対応など、周知していく必要があります。

課題解決のための取り組み

個人

- 認知症サポーター養成講座へ積極的に参加します。
- 見守りや声かけなど一人ひとりが個々のできる支援、SOS（徘徊による行方不明者）発生時の情報提供等、認知症の人やその家族を積極的に支援します。

地域

- 認知症サポーター養成講座を積極的に開催します。
- 住民へ認知症サポーター養成講座への参加を要請します。
- 住民による認知症の人とその家族に対する支援、認知症になっても安心して暮らすことができる地域づくりに努めます。
- SOS（徘徊による行方不明者）発生時には、情報収集・提供及び搜索活動へ協力します。

市【福祉支援課】

- キャラバン・メイトのスキルアップや活動を円滑にするための連絡・情報提供など、「糸島市認知症キャラバン・メイト連絡会」の活動を支援します。
- 認知症サポーター養成講座の開催による認知症サポーターの増員、市民に対する広報活動、ボランティアやNPOの育成など、認知症の人とその家族を支援する意識を醸成します。
- マニュアル検証と模擬訓練の実施により、SOSシステムの発動体制及び関係機関の連携の確認を行います。
- SOSシステムを市民へ周知し、市民の協力体制を醸成します。
- 認知症サポーター講座の全職員研修を実施します。
- 地域の見守り活動などから提供される情報により認知症が疑われる人について、SOS会員登録を推進します。
- キャラバン・メイトと連携し、認知症サポーター養成研修を行います。

社会福祉協議会

- 糸島市認知症キャラバン・メイト連絡会の活動を支援します。
- SOS（徘徊による行方不明者）発生時の情報収集・提供と搜索活動の支援を行います。

目標

指 標	平成 25 年度	平成 30 年度
認知症サポーターの人数	1,908 人	5,000 人

基本目標2 安心を とどけよう 充実の福祉サービス

26. 災害ボランティアセンターの体制づくり

現状

近年、全国各地で地震や台風、異常気象により集中豪雨等が発生し、尊い生命や財産が失われています。大規模な災害が発生した場合、その災害が大きければ大きいほど、公的な救援（行政・消防・警察・自衛隊等）が被災地に届くまでに時間がかかります。また、防災についての対策の重要性が強調されるようになり、本市においても、その対策については喫緊の課題となっています。

社会福祉協議会においては、糸島市地域防災計画に基づき、「糸島市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定書」を締結しました。災害が発生した際、市の要請により、糸島市災害ボランティア本部並びに糸島市災害ボランティアセンターを立ち上げ、下記の運営を行います。

- ①被災住民のニーズの把握
- ②市からの情報等に基づく災害ボランティアニーズの把握
- ③災害ボランティアの募集、受付、登録
- ④災害ボランティア活動の決定及び割り振り
- ⑤災害ボランティア活動用資機材の確保
- ⑥災害ボランティア連絡会議の開催
- ⑦災害ボランティアコーディネーターとの連絡調整
- ⑧市、県災害ボランティア本部との連絡調整
- ⑨その他、災害ボランティア活動について必要な活動

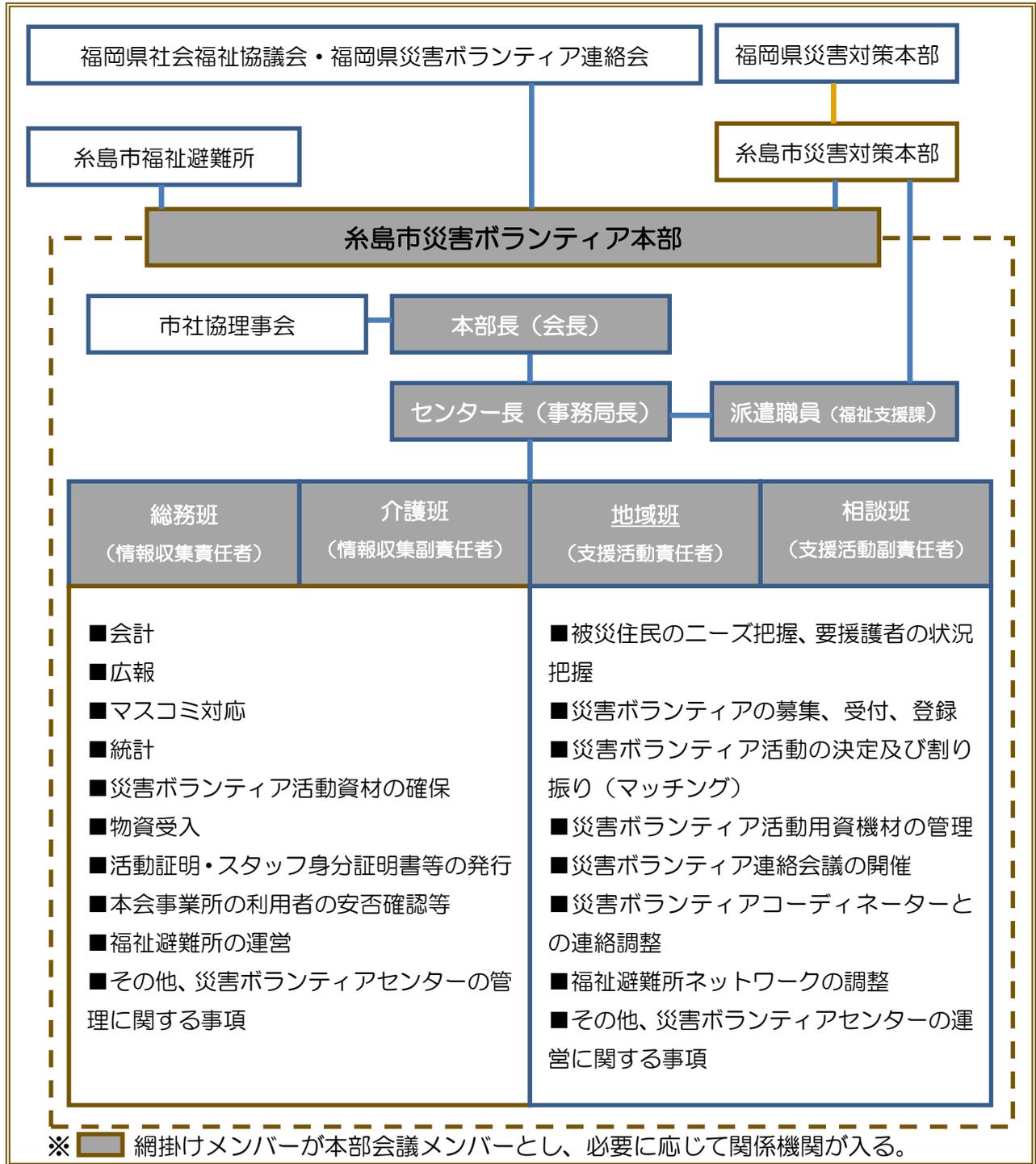
また、社会福祉協議会において災害ボランティアセンター職員対応マニュアルを作成し、職員への周知を行っています。

課題

災害ボランティアセンターでは、災害発生後、被災住民の支援を図るとともに、全国から駆けつけるボランティアの善意が効果的にいかされるよう、活動を支援・調整する必要があります。被災住民のニーズの把握や要援護者の状況把握などのためには、事前にボランティア団体や市民活動団体との連携体制をつくるのが大切です。

また、平常時から、災害発生に備えた職員研修や訓練の実施が求められています。

<災害ボランティアセンターのイメージ図>



課題解決のための取り組み

個人

- 「自分の身は自分で守る」ことを念頭に防災意識を高め、防災・減災に努めます。
- 災害が発生し、災害ボランティアセンターが設置されたら、ボランティアとして積極的に参加します。

地域

- 校区や行政区（自主防災組織）内で災害時要援護者の所在を把握し、災害時に安否確認し、適切な援助を迅速に行うための防災訓練の実施を定期的に行います。

市【福祉支援課】

- **新** ボランティア団体や市民活動団体との調整・連携を行うネットワークの構築を図ります。
- **新** 災害時に適切かつ迅速に対応できるよう、計画的な訓練等、日頃から高い意識を持って取り組みます。

社会福祉協議会

- 災害時要援護者支援台帳の整備とともに災害ボランティアセンターについても浸透するよう広報活動に努めます。
- **新** 災害ボランティアセンター職員対応マニュアルに沿って、計画的に訓練することによって、災害時に適切かつ迅速に対応できるよう日頃から高い意識を持って取り組みます。

目標

指 標	平成 25 年度	平成 30 年度
ネットワークの構築	未構築	構築
災害ボランティアセンター 設置・運営訓練	未実施	実施

基本目標2 安心を とどけよう 充実の福祉サービス

27. 福祉避難所の設置及び充実

現状

福祉避難所は、大規模災害時の避難所生活において、特別な配慮を要する災害時要援護者のための施設です。

本市では、重度の認知症の方や発達障がい・精神障がいがある方などを受け入れる福祉避難所として、25施設と協定を結んでいます。大規模な災害が発生した際、迅速に設置し、福祉避難所対象者について、適した施設の調整を行います。

＜福祉避難所協定施設＞

	名 称	所 在 地
1	糸島市健康福祉センター あごら	糸島市潤一丁目22番1号
2	糸島市健康福祉センター ふれあい	糸島市志摩初1番地
3	糸島市高齢者福祉施設 二丈苑	糸島市二丈深江1293番地1
4	介護拠点センター それいゆ	糸島市前原東一丁目5番17号
5	香月福祉会 MUKA	糸島市志摩久家2462番地5
6	特別養護老人ホーム 富の里	糸島市富508番地4
7	養護老人施設 篠原の里	糸島市篠原西二丁目13番13号
8	特別養護老人ホーム 志摩園	糸島市志摩久家2527番地2
9	障がい者支援施設 小富士園	糸島市志摩東貝塚777番地2
10	特別養護老人ホーム マイネスハウス	糸島市高上171番地
11	障がい者支援施設 白糸農園	糸島市長野1541番地3
12	障がい者支援施設 玄海学園	糸島市志摩小金丸2401番地56
13	障がい福祉サービス事業所 玄海第一育生園	糸島市志摩小金丸2401番地56
14	特別養護老人ホーム 仙寿苑	糸島市二丈深江2291番地1
15	障がい者支援施設 志摩学園	糸島市志摩馬場1079番地1
16	軽費老人ホーム 師吉荘	糸島市志摩師吉739番地1
17	介護老人保健施設 ケアプラザ伊都	糸島市波多江223番地1
18	グループホーム 可也桜の里	糸島市志摩師吉901番地3
19	介護老人保健施設 おおた	糸島市浦志二丁目21番21号
20	居宅サービスセンター グループホーム いこい	糸島市浦志二丁目21番2号
21	介護老人保健施設 まえばる老健センター	糸島市志登567番地1
22	介護老人保健施設 ふる里	糸島市二丈深江2359番地2
23	グループホーム ゆうあい	糸島市篠原西一丁目14番6号
24	志摩老健センター・パキス	糸島市志摩小富士257番地
25	たからんたま志摩	糸島市志摩師吉819番地1

課題

福祉避難所の対象となる方について、ガイドラインの作成が急務です。指定避難所で生活をして、その環境や他の避難者との関係も含め、個々の障がい特性に応じた対応ができるよう、市・社会福祉協議会・福祉避難所が連携して、福祉避難所運営マニュアルを早急に策定し、関係機関・担当者に周知する必要があります。

また、指定避難所から福祉避難所までの送迎対策や正確な情報を迅速に共有する仕組みづくり、市と福祉避難所の連携体制の強化等、解消しておくべき課題は少なくありません。

課題解決のための取り組み

個人

- 「自分の身は自分で守る」という意識をもち、災害に備えます。
- 各家庭において、避難場所の確認を行います。
- 自主防災組織で行う防災訓練に参加します。

地域

- 特別な配慮を要する災害時要援護者を把握します。
- 災害時の連携先を確認します。

市【福祉支援課】

- 市民、地域、団体等と連携をとり、避難訓練を実施します。
- 施設に協力を依頼し、福祉避難所協定施設を増やします。
- 災害時にスムーズに福祉避難所を開所するため、設置運営訓練を行います。
- 迅速な情報提供や連携のためのネットワークを強化します。
- 社会福祉協議会、福祉避難所と連携して福祉避難所運営マニュアルを作成します。

社会福祉協議会

- 市、福祉避難所と連携して、福祉避難所運営マニュアルを作成します。
- 福祉避難所と指定避難所の連絡調整を行います。

目標

指 標	平成 25 年度	平成 30 年度
福祉避難所設置訓練	未実施	実施
福祉避難所 運営マニュアルの作成	未作成	作成

基本目標3 より広く つたえよう みんなのもとへ

28. 地域福祉に関する情報発信の充実

現状

「福祉をみんなの力で支えるまち“いとしま”」を推進するためには、住民の積極的な福祉活動への参加が必要であり、そのためには地域や福祉に関心を持ってもらうことが大切です。

市や社会福祉協議会では、広報「いとしま」、広報紙「みんなのふくし」やホームページを通じて、福祉に関する情報の提供を行っています。また、校区社会福祉協議会においても、広報紙を発行し校区内での福祉活動の情報提供を行っています。

課題

広報紙等を見てない方も多く、「どんな福祉サービスがあるかわからない」「社会福祉協議会が何をしているかわからない」「地域でどんな福祉活動が行われているかわからない」等の声が多くあります。

また、福祉サービスを必要とする状況にならない限り、積極的にその情報を収集することがないことも問題です。特に若い世代や福祉情報が必要な人に届くような仕組みづくりが必要です。そのためには、広報紙を手にとって、読んでもらえる紙面づくりの工夫はもちろんのこと、情報が届きにくい高齢者には、日頃から地域福祉活動についての学習会や話し合いの場を提供することにより、参加した人たちが直接的、間接的に福祉を身近な問題として考え、口コミで伝えるという、地域での関係を活用した情報伝達ができるような啓発活動が求められています。

<情報発信の充実への重点項目>

- (1) 住民一人ひとりが参画し、情報共有する仕組みづくり
- (2) 福祉情報が必要な人に届くような仕組みづくり
- (3) 若い世代への福祉教育やインターネット（ツイッター、フェイスブック等）を活用した啓発活動
- (4) 広報紙、ホームページの充実

課題解決のための取り組み

個人

- 広報紙やホームページに目を通します。
- 情報が届きにくい人がいれば、声をかけます。

地域

- 回覧版の活用、情報提供の場をつくるなどして情報を発信します。
- 情報の届きにくい人には、サロンや学習会等で口コミで情報を伝えます。

市【福祉支援課】

- 広報紙やホームページに加え、ツイッターやフェイスブックなどのソーシャルネットワークサービス※を活用し、広く情報を提供します。 【秘書広報課】
- 高齢者や障がい者等にもわかりやすい情報を提供します。
- 福祉サービス等についてのパンフレットを作成します。
- 出前講座等の開催による情報提供を行います。
- 社会福祉協議会と連携して、普段の生活で“見える使える情報啓発ツール”を作成します。

社会福祉協議会

- 広報紙をはじめ、メール配信やツイッターなどのソーシャルネットワークサービスを活用し、広く情報を提供します。
- 社会福祉協議会ボランティア連絡協議会の加盟団体の活動や個人ボランティアの活動について、年2回広報紙を発行します。
- 出前講座等の開催による情報提供を行います。
- 市・学校その他関係機関と連携し、ボランティア講座、福祉講座などの学習機会やボランティア活動体験の機会を提供します。
- 市と連携して、普段の生活で“見える使える情報啓発ツール”を作成します。
- ワークショップやサロン等で、福祉情報を提供すると同時に伝達情報を確認して、情報発信の充実に努めます。
- 情報が届きにくい人に情報を伝える仕組みをつくりま

目標

指 標	平成 25 年度	平成 30 年度
情報啓発ツールの作成	未作成	作成

基本目標3 より広く つたえよう みんなのもとへ

29. 障がい者への情報提供の充実

現状

市や関係機関などから市民へ提供される情報は多岐にわたり、障がい福祉関係の制度も複雑化しています。障がい者が十分な説明を受け、内容を理解したうえで、適切な市民サービスを受けられることが重要だと考えます。

そのためには、窓口の職員の資質向上はもとより、窓口の形状を安心して相談できるものにしたたり、窓口までの通路に配慮したりすることも大切です。本市においては、車いす用のローカウンターを窓口に設置しています。

障がい福祉サービスの内容については、障害者手帳の交付時に「障がい者福祉のしおり」を配布し情報提供を行い、窓口で各種相談に応じ、利用案内を行っています。

また、障がい者相談支援センターでは、相談支援専門員が、障がい者に関するすべての相談に柔軟に対応しています。

課題

「障がい者福祉のしおり」は、制度の改正等を反映するため毎年更新していますが、その情報を障がい者全員に提供できていません。

また、広報「いとしま」等を視覚障がい者に届けているボランティア団体では、音響機器のデジタル化により従来の方法では情報保障ができない状態が出てきており、新しい録音編集技術の習得や機材等の購入が緊急の課題となっています。

課題解決のための取り組み

個人

- 市、社会福祉協議会の広報紙やホームページに掲載される、障がい福祉サービスの情報を取得します。

地域

- 障がい福祉サービスの利用が必要な人を把握し、利用を勧めます。

市【福祉支援課】

- 市民が気持ちよく相談し、情報提供を受けられる窓口の体制を構築します。【全庁】
- 「障がい者福祉のしおり」を毎年更新し、最新の情報提供を行います。
- 制度改正や障がい福祉サービスの情報を広報紙やホームページで提供します。
- 新 市役所福祉支援課職員の研修を行い、窓口相談対応能力の向上を推進します。
- 新 視覚障がい者へ届ける、広報紙の情報保障活動を支援します。

社会福祉協議会

- 広報紙、ホームページを通じ各種情報の発信を行います。
- ボランティアによる障がい者支援活動・情報保障活動を支援します。

目標

指 標	平成 25 年度	平成 30 年度
広報「いとしま」での 障がい福祉サービス 情報提供	未実施	実施

基本目標3 より広く つたえよう みんなのもとへ

30. 地域の福祉課題や福祉ニーズの把握

現状

地域福祉は住民の主体的な参画と、市と社会福祉協議会が協力し、福祉のまちづくりを一体的に進めていくものです。行政に任せるのではなく、それぞれの課題に対して住民一人ひとりが自分たちでやっていかなくてはならない時代になっています。今後のまちづくりを一体的に進めていくためには、地域の福祉課題の共有や福祉ニーズ[※]の把握に努めることが重要です。

本市においても、地域福祉に関するアンケート調査（P.112～144 参照）やワークショップを実施（P.145～151 参照）し、地域の福祉課題や福祉ニーズを把握してきました。

時代とともに、隣近所との関係性が薄れています。日常的に顔の見える関係づくりが進められている今、地域のことを一番わかっている地域の住民が集まり、地元の課題をみんなでも話し合うことが、「地域を知る」「知らなかった福祉課題に気づく」ことになり、参加者全体で地域の福祉課題について共有が図られます。そうして積み重ねられた地域の絆こそが、助け合うコミュニティを誕生させ、互いに支え合い、自分らしく暮らし続けることができるまちをつくることとなります。

ワークショップの最後に実施したアンケートからも、ワークショップへの参加が地域福祉を考えるきっかけになったことがうかがえます。

課題

モデル校区で開催したワークショップは、校区社会福祉協議会の役員、いわば福祉の担い手に多く参加してもらいましたが、今後のワークショップは、これからの地域を担っていく若者たちを含め、多くの市民に参加してもらうよう工夫する必要があります。地域の将来像をイメージしながら、次の世代を担う子どもたちのために、夢のある地域をつくっていくことが大切です。住み続けたいと思う魅力ある地域づくりを、若い世代と共に課題を共有しながら考えていくことで、将来の地域を担う人材育成にもつながっていきます。

課題解決のための取り組み

個人

- ワークショップへの参加やアンケートに協力します。

地域

- 住民へワークショップの周知と参加の呼びかけを行い、地域課題の共有や福祉ニーズの把握に努めます。
- 市や社会福祉協議会と協力し、ワークショップの開催に努めます。

市【福祉支援課】

- 地域福祉計画・地域福祉活動計画に関する市民を対象としたアンケートを実施します。
- 地域や社会福祉協議会と協力し、ワークショップを開催します。
- ワークショップでまとめた実施結果を速やかに校区へ報告します。また、その内容については、校区社会福祉協議会活動に反映するように努めるとともに地域福祉計画・地域福祉活動計画の調査資料に盛り込みます。

社会福祉協議会

- 地域や市と協力し、ワークショップを開催します。
- 参加しやすく、わかりやすい、楽しくできる研修プログラムを研究します。
- ワークショップでまとめた実施結果を速やかに校区へ報告します。また、その内容については、校区社会福祉協議会活動に反映するように努めるとともに地域福祉計画・地域福祉活動計画の調査資料に盛り込みます。

目標

指標	平成 25 年度	平成 30 年度
ワークショップ開催	3校区実施	15 校区完了